証券コード：8001

第92回
定時株主総会 招集ご通知

伊藤忠商事株式会社

開催日時　平成28年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始:午前9時）

開催場所　ホテルニューオータニ大阪 2階宴会場「鳳凰」

議 案

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役14名選任の件
第3号議案　監査役２名選任の件
第4号議案　取締役等に対する業績連動型株式報酬導入の件

目 次

第92回 定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	27
計算書類	30
監査報告	33
株主総会参考書類（議案の内容）	36
議決権の行使等についてのご案内	51
伊藤忠グループ企業理念・株主メモ	54



証券コード:8001
平成28年6月2日

株主各位

大阪市北区梅田３丁目１番３号
伊藤忠商事株式会社
代表取締役社長
岡藤正広

第92回 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、いずれの場合も、後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、**平成28年6月23日(木曜日)午後5時まで**に到着するよう、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。(51ページから52ページに記載の「議決権の行使等についてのご案内」を併せてご参照ください。)

(議決権行使書面とインターネット等の両方で、またはインターネット等により複数回、議決権行使された場合は、後に到着したほうを有効なものとさせていただきます。)

敬　具

記

1. 開催の日時	平成28年6月24日(金曜日)　午前10時(受付開始:午前9時)
2. 開催の場所	大阪市中央区城見１丁目４番１号 ホテルニューオータニ大阪　2階宴会場「鳳凰」
3. 会議の目的事項	報告事項 １. 第92期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類 監査結果報告の件 ２. 第92期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案　剰余金の処分の件 第2号議案　取締役14名選任の件 第3号議案　監査役２名選任の件 第4号議案　取締役等に対する業績連動型株式報酬導入の件

以 上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
なお、株主ではない代理人及び同伴の方等、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて修正後の事項を掲載させていただきます。
◎本招集ご通知においては、監査役及び会計監査人が監査報告を作成する際に監査を行った連結計算書類及び計算書類の一部を添付しております。
◎法令及び定款第16条に基づき記載していない連結注記表、個別注記表、並びに参考情報である連結キャッシュ・フロー計算書、事業セグメント情報につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

ウェブサイト	http://www.itochu.co.jp/ja/ir/shareholder/general_meeting/

〈添付書類〉

事業報告（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

○ 当期の経済環境

当期における世界経済は、米国や欧州等の先進国においては緩やかな拡大に止まり、新興国は資源国を中心に減速、停滞したため、全体として成長ペースが鈍化しました。原油価格（ＷＴＩベース／１バレルあたり）は、中東情勢の悪化等により６月に一時６０ドル台まで上昇しましたが、供給が需要を大きく上回る状況が続いたため、２月には２０ドル台半ばまで下落、主要産油国の増産凍結協議等を背景に若干持直しましたが、３月後半は概ね３０ドル台後半の低水準で推移しました。

日本経済は、家計所得の伸び悩み等から個人消費が低迷し、海外経済の悪化や円安効果一巡により輸出も不振となり、停滞が続きました。更に年明け以降は円高、株安傾向が強まり、企業景況感や消費者マインドが悪化する等、状況は一段と厳しさを増しました。円・ドル相場は、米国の利上げ観測を背景に８月中旬に125円近くまでドル高円安が進みましたが、中国株価や人民元の下落を受けた金融市場の混乱により安全資産として円を買う動きが強まり１０月に一時118円台まで円高が進行、１２月半ばの米国利上げ前後は123円台まで戻したものの、その後は景気の先行きに対する懸念から円高傾向に転じました。１月の日銀によるマイナス金利導入を受けて一時的に円安方向に振れましたが、３月末には112円台まで円高が進みました。日経平均株価は、８月中旬まで20,000円台を超える水準を維持しましたが、中国株式市場の混乱等から９月下旬には17,000円割れまで下落し、１２月初めに一旦20,000円台を回復したものの、海外経済の悪化や円高の進行を受けて３月末は再び16,000円台へ下落しました。10年物国債利回りは、景気の停滞により６月の0.5%台をピークに低下傾向となり、日銀のマイナス金利導入を受けて２月以降はマイナス圏で推移しました。

○ 企業集団の当期の業績

当期の**収益**は、エネルギー・化学品においては主としてエネルギートレーディング取引における油価下落の影響により減収、住生活・情報においては主として当期における北米住宅資材関連子会社の売却の影響により減収、金属においては鉄鉱石の販売数量増加はあったものの、鉄鉱石・石炭価格の下落等により減収となり、一方、食料においては食品流通関連子会社における取引増加等により増収となりましたが、全体としては前期比5,079億円（9.1%）減収の５兆835億円となりました。

売上総利益は、食料においては食品流通関連子会社における取引増加及び食糧関連子会社の堅調な推移により増益、エネルギー・化学品においてはエネルギー及び化学品トレードの堅調な推移、並びに前年度におけるエネルギー関連事業の連結子会社取得等があり、油価下落に伴う開発原油取引の採算悪化はあったものの増益となりましたが、一方、金属においては鉄鉱石の販売数量増加及びコスト改善、鉄鉱石・石炭事業の為替の好転等はあったものの、鉄鉱石・石炭価格の下落により減益、繊維においては前第２四半期からのエドウインの取込開始はあったものの、アパレル関連事業の販売不振及び在庫評価損もあり減益となり、全体としては前期比194億円（1.8%）減益の１兆697億円となりました。

販売費及び一般管理費は、食料及び住生活・情報における既存会社の経費増加に加え、前年度におけるエドウインやエネルギー関連事業での連結子会社の取得の影響等により、前期比253億円（3.1%）増加の8,355億円となりました。

貸倒損失は、海外子会社における貸倒引当金の増加等により、前期比16億円増加の78億円（損失）となりました。

有価証券損益は、北米住宅資材関連子会社の売却益等はあったものの、前期における頂新株式の一般投資化による一過性利益の反動等により、前期比372億円（33.8%）減少の727億円（利益）となりました。

固定資産に係る損益は、豪州石炭事業における減損損失及び一部資産売却に伴う損失に加え、欧州タイヤ事業、北海油田開発案件、並びに青果物関連子会社における減損損失等により、前期比1,508億円悪化の1,551億円（損失）となりました。

その他の損益は、当期における子会社でのリストラ関連費用等により、前期比127億円悪化の60億円（損失）となりました。

受取利息、支払利息の合計である金利収支は、CITIC Limited株式取得に係る融資実行に伴う受取利息の増加等により、前期比110億円改善の４億円（費用）となり、**受取配当金**は、石油及びLNGプロジェクトからの配当の減少はあったものの、パイプライン事業からの配当の増加等により、前期比26億円（7.5%）増加の375億円となりました。その結果、金利収支に受取配当金を加えた金融収支は、前期比137億円増加の371億円（利益）となりました。

持分法による投資損益は、金属においては前期のブラジル鉄鉱石事業における減損損失の反動があり、豪州鉄鉱石・石炭事業における取込利益の減少、鉄鋼製品関連事業における市況低迷及び需要減少の影響はあったものの好転、エネルギー・化学品においては前期における米国石油ガス開発事業の減損損失の反動により、メタノール関連事業の定期修繕の影響等はあったものの改善、その他及び修正消去（注）においては第３四半期からのCITIC Limitedの持分法適用開始等により増加となり、全体としては前期比1,376億円増加の1,477億円（利益）となりました。

（注）「その他及び修正消去」は、各事業セグメントに配賦されない損益及びセグメント間の内部取引消去が含まれております。

以上の結果、**税引前利益**は、前期比958億円（22.9%）減益の3,227億円となり、これより**法人所得税費用**464億円を控除した**当期純利益**は、前期比193億円（6.5%）減益の2,764億円となりました。このうち、**非支配持分に帰属する当期純利益**360億円（利益）を控除した**当社株主に帰属する当期純利益**は、前期比602億円（20.0%）減益の2,404億円となりました。

（ご参考）
日本の会計慣行に基づく営業利益（売上総利益、販売費及び一般管理費、貸倒損失の合計）は、エネルギー・化学品においては売上総利益の増加により、前年度におけるエネルギー関連事業の連結子会社取得に伴う経費増加及び当期における一過性費用の発生はあったものの増益となりましたが、一方、金属においては主として売上総利益の減少により減益、繊維においても主として売上総利益の減少により減益となり、全体としては前期比463億円（17.0%）減益の2,264億円となりました。

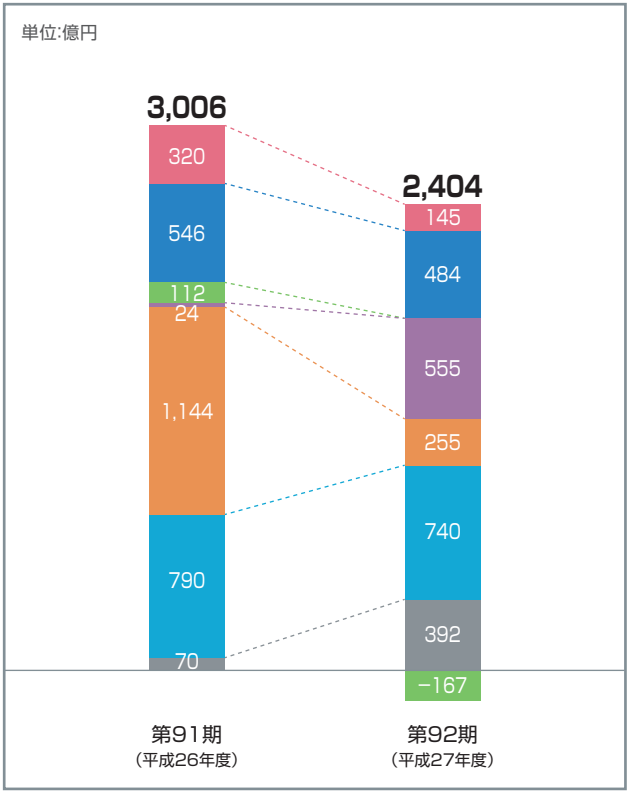
見通しに関する注意事項
本事業報告に記載されている当社の計画、戦略、見通し及びその他の歴史的事実でないものは、将来に関する見通しであり、これらは、現在入手可能な期待、見積り、予想に基づいています。これらの期待、見積り、予想は、経済情勢の変化、為替レートの変動、競争環境の変化、係争中及び将来の訴訟の結果、資金調達の継続的な有用性等多くの潜在的リスク、不確実な要素、仮定の影響を受けますので、実際の業績は見通しから大きく異なる可能性があります。従って、これらの将来予測に関する記述に全面的に依拠することは差し控えるようお願いいたします。また、当社は新しい情報、将来の出来事等に基づきこれらの将来予測を更新する義務を負うものではありません。

主要な事業内容

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、国内及び海外におけるネットワークを通じて、繊維、機械、情報・通信関連、金属、石油等エネルギー関連、生活資材、化学品、食糧・食品等の各種商品の国内、輸出入及び海外取引、更には損害保険代理業、金融業、建設業、不動産の売買、倉庫業並びにそれらに付帯または関連する業務及び事業への投資を多角的に行っております。

セグメント別業績

当社株主に帰属する当期純利益



セグメント別 決算概略

繊維カンパニー
アパレル関連事業の販売不振及び在庫評価損による営業利益の減少に加え、減損損失があり、中国関連事業の一般投資化に伴う再評価益等はあったものの、減益。

機械カンパニー
プラント関連事業の好調等はあったものの、北米IPP関連事業の前期好調の反動により営業利益は前年並みに推移し、持分法投資損益の増加はあったものの、有価証券損益及び税金費用の悪化により減益。

金属カンパニー
鉄鉱石・石炭価格の下落による営業利益の減少に加え、豪州石炭事業における減損損失及び一部資産売却に伴う損失等により、前期のブラジル鉄鉱石事業における減損損失及びMRRTに関する繰延税金資産の取崩の反動はあったものの、悪化。

エネルギー・化学品カンパニー
エネルギー及び化学品トレードの堅調な推移による営業利益の増加に加え、前期の米国石油ガス開発事業における減損損失の反動及び当期の撤退における税金費用等の好転もあり、北海油田開発案件に係る減損損失はあったものの、増益。

食料カンパニー
食品流通関連子会社及び食糧関連子会社の増益により営業利益は増加したものの、前期における頂新株式に係る一過性利益の反動及び青果物関連子会社における減損損失等により減益。

住生活・情報カンパニー
北米建材関連事業及び物流関連事業の増益、並びに携帯電話関連事業における経費改善による営業利益の増加に加え、持分法投資損益の増加、北米住宅資材関連子会社の売却益はあったものの、欧州タイヤ事業における減損損失等により減益。

その他及び修正消去
第３四半期からのCITIC Limitedの持分法適用開始等により増益。

（注１）当社は、連結計算書類を国際会計基準（IFRS）に準拠して作成しております。
（注２）当社は、平成２８年４月１日付で、６つのディビジョンカンパニーを７つのディビジョンカンパニーに改編しております。当改編に伴い、「住生活・情報カンパニー」を「住生活カンパニー」及び「情報・金融カンパニー」としております。

中期経営計画「Brand-new Deal 2017」

当社グループは、中期経営計画「Brand-new Deal 2017」（2015年度（平成27年度）から2017年度（平成29年度）までの３ヵ年計画）において、「財務体質強化」「4,000億円に向けた収益基盤構築」を基本方針として掲げております。

「Brand-new Deal 2017」の初年度である当期の具体的成果は次のとおりです。

生活消費関連分野

当社及びCITIC International Assets Management Limitedは、香港上場のBosideng International Holdings Limited（以下「波司登」）との提携に合意しました。今後は、波司登の中国内陸部にまで展開された販売ネットワークを最大限に活用し、ブランド関連ビジネスの新規事業展開を加速していく等、波司登の成長戦略を加速させ、業務提携の分野におけるシナジー創出に努めることで、中国市場における更なる収益の拡大を実現していきます。既に、人材を派遣しており、当社が中国での商標権を保有する「アウトドアプロダクツ」ブランドを波司登の一部で販売開始する等の具体的な取組が始まっています。

また、CITIC Limited、Charoen Pokphand Group社（以下「CPG」）、中国における移動体通信事業者最大手の中国移動通信集団公司及び上海市政府傘下の上海市信息投資股份有限公司の４社と中国におけるクロスボーダー電子商取引（以下「クロスボーダーeコマース」）（注1）事業への参入に向けて提携することで、基本合意しました。消費者のニーズが変化しつつある中国のクロスボーダーeコマース市場は、成長の一途を辿っておりますが、商品の本物保証や質の高いアフターサービスを提供することが求められており、大きな可能性を秘めています。今後、当社は、中国のクロスボーダーeコマース市場への早期参入を目指して、中国において強い基盤を有する４社との協議を進めていきます。

（注1）インターネット上で国境を越えて商品購入から決済までの商取引を行うこと



「アウトドアプロダクツ」を取扱う波司登の店舗



クロスボーダーeコマース事業の提携調印式

更に、欧州を中心に植物油製造・販売事業を展開するPROVENCE HUILES社の株式65%を取得しました。当社の植物油ビジネスにおいては、米国での既存事業基盤に欧州・南米における製造・販売拠点を加えることで、世界的に広がりつつある健康志向に対応し、付加価値の高い植物油の安定供給を図っていきます。



PROVENCE HUILES社の植物油工場

一方、有限な経営資源を有効活用する一環として、北米住宅資材関連子会社であるPrimeSource Building Products, Inc.（以下「PrimeSource社」）の保有株式のすべてを売却しました。PrimeSource社は、平成10年以降、当社連結業績に多大なる貢献をしてきました。米国経済及び米国住宅市況は、今後数年間にわたり成長が見込まれ、PrimeSource社の業績も堅調に推移するものと予想しておりますが、M&A市場における当該会社の価値評価が著しく高まったことに加え、中長期的に安定的かつ継続的な成長を可能にするために、戦略的な資産の入替えによる資産効率の向上を目的として、株式売却を実施したものです。

資源関連分野

今治造船（株）及び檜垣産業（株）と共同で保有する大規模太陽光発電所の全面稼働を開始しました。本プロジェクトは、発電出力約３万3,000キロワットの太陽光パネルを敷き詰めた、四国において最大級の太陽光発電所となり、当社が取組む日本国内のメガソーラー事業において初の稼働開始案件となります。年間予想発電量は約3,700万キロワット時に上り、一般家庭約１万世帯分の年間電力使用量に相当します。当社は、今後の国内での電力需要の高まりに対応して、当社の持つビジネスノウハウ及び経験を基に国内電力供給の安定化に寄与していきます。



愛媛県の西条小松太陽光発電所

また、従来、国内製鉄会社とともに設立した日伯鉄鉱石（株）を通じて韓国・台湾の大手製鉄会社と日韓台コンソーシアム（注2）を組成し、コンソーシアム合計で、ブラジルの鉄鉱石生産・販売会社Nacional Minérios S.A.（以下「ナミザ」）の株式40%を保有してきましたが、今般ナミザとブラジル鉄鋼大手Companhia Siderúrgica Nacional社（以下「CSN社」）の鉱山部門の統合を実行しました。本統合により、日韓台コンソーシアムは保有するナミザ発行済株式の40%を、

CSN社は保有するナミザ発行済株式の60%及びCasa de Pedra鉱山（以下「カザ・ジ・ペドラ」）並びに鉄道会社株式・港湾使用権を、それぞれ新設の統合会社に移管しました。カザ・ジ・ペドラは、世界有数の良質かつ大規模な鉱山であり、統合会社は、優良鉱山と整備されたインフラ施設を保有する同地域で最も競争力を有する鉄鉱石サプライヤーとなることが期待されております。当社持分相当の出資比率は、従来のナミザへの21.95%から統合会社への7.6%となり一般投資となりますが、同優良鉱山からの配当等により収益の稼得を目指していきます。

（注2）ブラジル鉄鉱石権益の獲得を目的とした企業連合



カザ・ジ・ペドラ鉱山

なお、当社、CITIC Limited及びCPGの協業に対する理解が深まったことから、当社及びCPGがそれぞれ50%ずつ出資しているChia Tai Bright Investment Company Limited（以下「CTB」）を通じて、CITIC Limitedが発行する同社の総議決権数の約13.4%相当の普通株式に転換可能な優先株式の引受を当初の予定（平成27年10月）より前倒して実施するとともに、当該優先株式の普通株式への転換手続を実行しました（平成27年８月）。その結果、平成27年４月に取得した普通株式と合わせCITIC Limited株式の総議決権数20%の取得となり、CITIC LimitedはCTBの持分法適用会社となりました。更に、当社、CITIC Limited及びCPGの３社間で有能な人材を共同で育成する覚書を締結しました。短期から長期の人材派遣・交流、各社の既存研修への受講者派遣及び新規の合同研修の開催等を通じて、３社間で締結した戦略的業務・資本提携（平成27年1月）を支える人材ネットワークの構築を目指していきます。



人材の共同育成に向けた覚書調印式

(2)対処すべき課題

来期の見通し

来期を展望しますと、米国や欧州等の先進国は景気の改善を維持し、新興国もインフレの抑制や資源相場の下げ止まり等から一部の国で景気の悪化に歯止めが掛かるとみられ、世界経済は最悪期は脱すると考えられますが、紛争地域での地政学的リスクの高まり等の懸念もあり、先行きの不透明感が払拭できない状況が続きます。また、日本経済については、金融緩和等の政策的な支援により景気は緩やかな回復に向かうものの、金融市場が不安定になる等下振れリスクが残る状況が続くと見込まれます。

中期経営計画「Brand-new Deal 2017」の更なる推進

当社グループは、中期経営計画「Brand-new Deal 2017」（2015年度（平成27年度）から2017年度（平成29年度）までの3ヵ年計画）の2年目となる2016年度（平成28年度）を当該中期経営計画の成否を左右する極めて重要な1年間と位置付け、改めてビジネスの基本である「稼ぐ」「削る」「防ぐ」の原点に立ち返るとともに、更なる成長を実現するため、以下の2点を「Brand-new Deal 2017」の基本方針として掲げております。

1点目は「財務体質強化」です。積極的な資産入替により資産の質及び効率性の更なる向上を図るとともに、CITIC Limitedに対する大型戦略投資の実行を踏まえ、それ以外の新規投資については実質営業キャッシュ・フロー（注1）とEXITによるキャッシュインの範囲内で実行し、継続的に1,000億円以上の実質的なフリー・キャッシュ・フローを創出していきます。また、資本効率を意識した経営管理の実践により、株主資本の拡充を行いつつ、安定的にROE（注2） 13%以上を目指します。

（注1）「営業活動によるキャッシュ・フロー」から資産・負債の変動他の影響を控除

（注2） $ROE = \frac{\text{当社株主に帰属する当期純利益}}{\text{期首・期末平均株主資本}} \times 100$

中期経営計画
Brand-new Deal 2017
商社新時代をリードする
全社員総活躍企業

Brand-new Deal 2017　基本方針

財務体質強化

資産入替の促進　　キャッシュ・フロー経営の強化

◇積極的な資産入替による資産の質・効率性の更なる向上。
◇キャッシュ創出力の強化と投資規律遵守によるフリー・キャッシュ・フローの継続的な黒字化。
◇資本コストを意識した経営管理の徹底。

4,000億円に向けた収益基盤構築

戦略的提携先との協業徹底推進　　非資源分野の更なる増強

◇CITIC/CPグループとの戦略的提携を軸とした中国・アジアでの事業基盤・領域の拡大。
◇非資源分野の強み・優位性を活かした収益基盤の更なる拡大。
◇既存ビジネスの収益力強化と新規優良案件による利益成長。

2点目は「4,000億円に向けた収益基盤構築」です。今後も高い経済成長が見込まれる中国・アジア地域において強固な事業基盤を有するCITICグループ及びCPグループとの協業によるシナジー創出を成長戦略の基軸としつつ、既存事業からの収益拡大や新規優良案件への厳選投資を通じた利益成長を着実に実行していきます。更に、非資源分野の強み・優位性を活かした収益基盤の更なる拡大を図り、「当社株主に帰属する当期純利益」4,000億円に向けた収益基盤の構築を目指します。

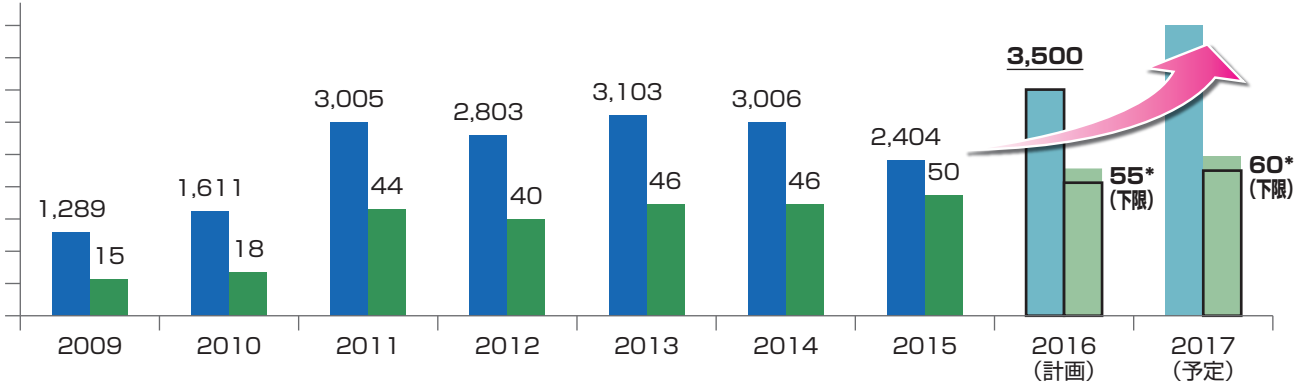
上記を支える経営基盤の強化にも引続き取組みます。リスクが高い分野を中心に、連結ベースでのコンプライアンスの取組強化を推進するとともに、国内外における贈収賄・独禁法リスクについても、実効的かつ効率的な調査・モニタリング体制を継続・強化していきます。コーポレート・ガバナンスについては、(株)東京証券取引所の「コーポレートガバナンス・コード」の諸原則を踏まえ、意思決定の透明性の向上と取締役会による経営監督機能を強化するための諸施策を実行していきます（注3）。また、2015年度（平成27年度）を対象に実施した第三者による取締役会評価を踏まえ、取締役会の実効性を引続き検証するとともに、今後のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っていきます（注4）。更に、社員の活躍を促進する諸施策の推進及び育成強化、働きがいのある職場環境の更なる整備にも引続き注力していきます。

（注3）当社の「コーポレートガバナンス・コード」の対応状況につきましては、当社ウェブサイト
(http://www.itochu.co.jp/ja/about/governance_compliance/governance/pdf/CG.pdf）をご参照下さい。

（注4）取締役会評価の結果につきましては、当社ウェブサイト
(http://www.itochu.co.jp/ja/about/governance_compliance/governance/pdf/board_evaluation.pdf）をご参照下さい。

配当方針

中期経営計画「Brand-new Deal 2017」期間中の１株当たり配当金は、「毎期、当社史上最高額を更新する2015年度（平成27年度）50円、2016年度（平成28年度）55円、2017年度（平成29年度）60円を下限」として保証します。加えて、「当社株主に帰属する当期純利益」の拡大に応じてその成果を株主の皆様と共有すべく、「当社株主に帰属する当期純利益」が2,000億円/年までの部分に対しては配当性向20%、2,000億円/年を超える部分に対しては配当性向30%を目処に実施する方針を継続し、今後の更なる株主還元拡充を目指します。



■ 当社株主に帰属する当期純利益（億円）　■ １株当たり配当金（円）（*:2016年度（平成28年度）以降は下限を表す）

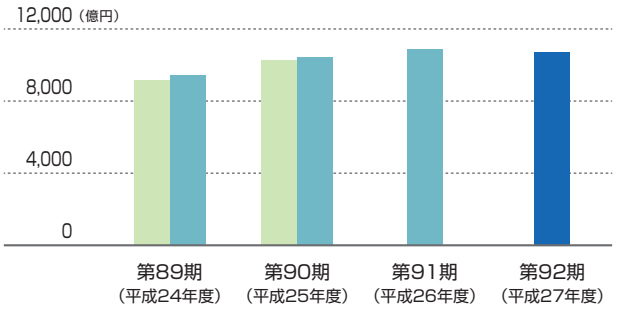
（※）2013年度（平成25年度）以前:米国会計基準、2014年度（平成26年度）以降:国際会計基準に準拠

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

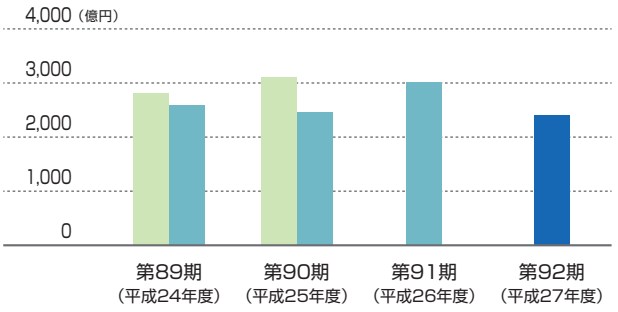
（3）財産及び損益の状況の推移

❶ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

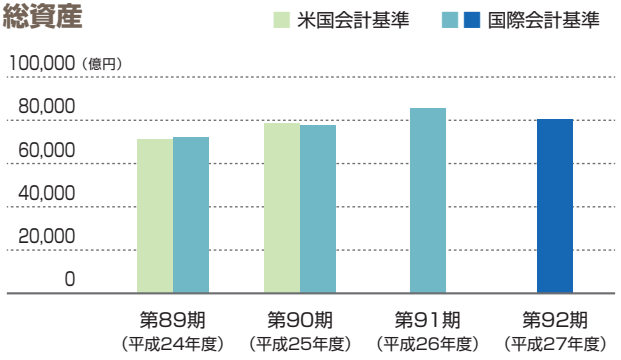
売上総利益



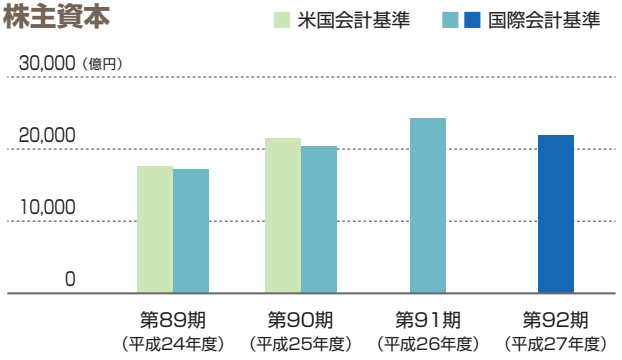
当社株主に帰属する当期純利益



総資産



株主資本



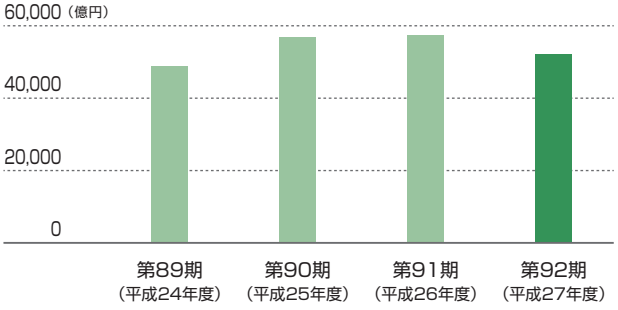
	第89期（平成24年度）		第90期（平成25年度）		第91期（平成26年度）	**第92期（平成27年度）**
	米国会計基準	国際会計基準	米国会計基準	国際会計基準	国際会計基準	**国際会計基準**
収益（百万円）	4,579,763	4,699,466	5,530,895	5,587,526	5,591,435	**5,083,536**
売上総利益（百万円）	915,879	945,778	1,028,273	1,045,022	1,089,064	**1,069,711**
当社株主に帰属する当期純利益（百万円）	280,297	258,843	310,267	245,312	300,569	**240,376**
基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益（円）	177.35	163.77	196.31	155.21	189.13	**152.14**
総資産（百万円）	7,117,446	7,198,501	7,848,440	7,784,851	8,560,701	**8,036,395**
株主資本（百万円）	1,765,435	1,718,980	2,146,963	2,044,120	2,433,202	**2,193,677**

（百万円未満四捨五入）

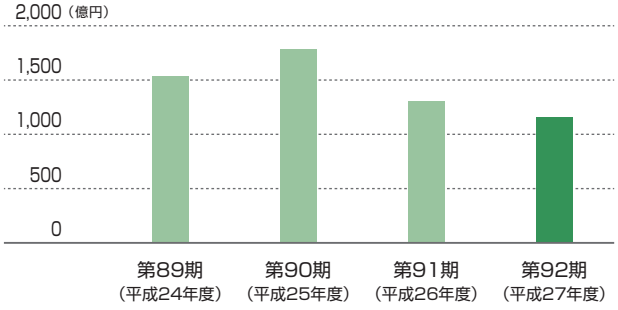
（注）当社は、第91期より国際会計基準（IFRS）に準拠して連結計算書類を作成しております。これに伴い、第89期及び第90期についても、IFRSに準拠した諸数値を併せて記載しております。

❷ 当社の財産及び損益の状況の推移

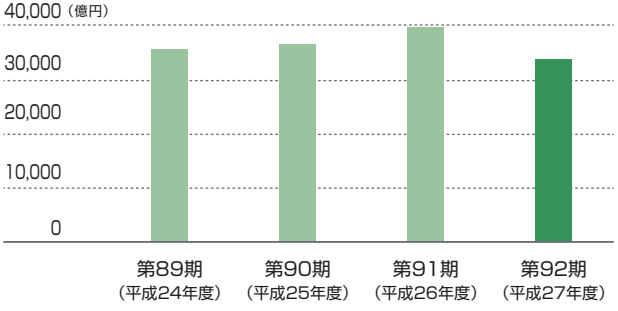
売上高



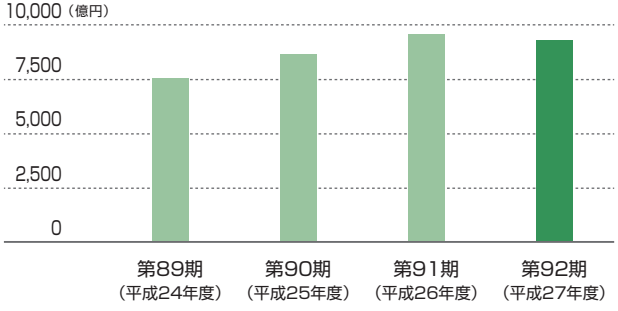
当期純利益



総資産



純資産



		第89期(平成24年度)	第90期(平成25年度)	第91期(平成26年度)	**第92期(平成27年度)**
売上高	(百万円)	4,884,972	5,673,531	5,738,595	**5,203,725**
経常利益	(百万円)	159,178	191,282	209,057	**203,425**
当期純利益	(百万円)	153,304	177,859	130,628	**115,301**
1株当たり当期純利益	(円)	96.92	112.44	82.13	**72.92**
総資産	(百万円)	3,545,004	3,632,446	3,951,473	**3,366,654**
純資産	(百万円)	751,595	864,691	956,014	**927,125**

（百万円未満四捨五入）

（4）重要な企業結合の状況

❶ 重要な子会社及び関連会社の状況

	会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
国内	Dole International Holdings㈱	33,976百万円	100.00%	Doleアジア青果事業及びグローバル加工食品事業の事業管理
	伊藤忠テクノソリューションズ㈱	21,764百万円	58.27%	ITシステムの販売・保守・開発
	伊藤忠エネクス㈱	19,878百万円	54.00%	石油製品・LPガスの販売及び電力熱供給事業
	伊藤忠都市開発㈱	10,225百万円	99.83%	不動産の開発・分譲・賃貸
	シーアイ化成㈱	5,500百万円	98.33%	合成樹脂製品の製造・販売
	伊藤忠食品㈱	4,923百万円	51.69%	酒類、食料品等の販売
	伊藤忠建機㈱	4,650百万円	100.00%	建設機械の販売・賃貸
	伊藤忠ロジスティクス㈱	4,261百万円	98.97%	総合物流業
	コネクシオ㈱	2,778百万円	60.35%	モバイル端末の卸売・販売・モバイル関連ソリューション事業
	㈱日本アクセス	2,620百万円	93.77%	食品等の卸売・販売
	伊藤忠製糖㈱	2,000百万円	100.00%	砂糖及びその副産物の製造・加工・販売
海外	伊藤忠インターナショナル会社	625,640千米ドル	100.00%	商品の販売・仕入及び投資
	伊藤忠欧州会社	43,829千英ポンド	100.00%	商品の販売・仕入及び投資
	伊藤忠香港会社	937,788千香港ドル	100.00%	商品の販売・仕入及び投資
	伊藤忠（中国）集団有限公司	300,000千米ドル	100.00%	商品の販売・仕入及び投資
	ITOCHU Minerals & Energy of Australia Pty Ltd	276,965千豪州ドル	100.00%	鉄鉱石、石炭、アルミナ等の資源開発事業投資・販売
	ITOCHU Coal Americas Inc.	762,000千米ドル	100.00%	炭鉱、輸送インフラ資産の権益保有
	European Tyre Enterprise Limited	325,230千英ポンド	100.00%	欧州タイヤ事業の統括
	ITOCHU FIBRE LIMITED	143,919千ユーロ	100.00%	製紙用パルプ、チップ、紙製品の販売・METSA FIBRE OYへの投資
	Orchid Alliance Holdings Limited	55千米ドル	100.00%	CITIC Limited保有会社への投融資
関連会社	㈱オリエントコーポレーション	150,016百万円	16.54%	信販業
	C.P. Pokphand Co. Ltd.	253,329千米ドル	25.00%	配合飼料事業、畜産・水産関連事業、食品の製造・販売業
	伊藤忠丸紅鉄鋼㈱	30,000百万円	50.00%	鉄鋼製品等の輸出入・販売
	㈱ファミリーマート	16,659百万円	41.37%	コンビニエンスストア

（百万円未満四捨五入）

（注1）議決権比率欄は、当社保有割合及び子会社が有する間接保有割合の合計を記載しております。
（注2）当期より重要な子会社としてOrchid Alliance Holdings Limitedを加えております。
（注3）㈱オリエントコーポレーションの議決権比率は20%未満ですが、当社は同社の取締役会において、代表取締役を含む取締役の派遣を通して営業及び財務方針決定に参加し、重要な影響力を有しているため同社を関連会社としております。

❷ 連結子会社及び持分法適用会社数の推移

区分	米国会計基準		国際会計基準	
	第89期（平成24年度）	第90期（平成25年度）	第91期（平成26年度）	第92期（平成27年度）
連結子会社	217社	220社	218社	212社
持分法適用会社	139社	134社	124社	114社
連結対象会社合計	356社	354社	342社	326社

（注）上記会社数は、当社が直接投資している会社及び海外現地法人が直接投資している会社を表示しております（親会社の一部と考えられる投資会社を除く）。

（5）主要な営業拠点

❶ 国内

当社本社	大阪本社：大阪市北区梅田３丁目１番３号 東京本社：東京都港区北青山２丁目５番１号
当社支社	中部支社（名古屋）、九州支社（福岡）、中四国支社（広島）、北海道支社（札幌）、東北支社（仙台）
当社支店	北陸支店（金沢）、富山支店

❷ 海外

当社支店	ヨハネスブルグ、デュバイ、マニラ、クアラルンプール
当社事務所	リマ、アルジェ、ナイロビ、リヤド、ジャカルタ、モスクワ等43店
海外現地法人	伊藤忠インターナショナル会社（米国）、伊藤忠ブラジル会社、伊藤忠欧州会社（英国）、 伊藤忠中近東会社（アラブ首長国連邦）、伊藤忠豪州会社、伊藤忠（中国）集団有限公司、 伊藤忠香港会社、伊藤忠シンガポール会社、伊藤忠タイ会社等、 海外現地法人の本・支店等含め65店

（6）従業員の状況

❶ 企業集団の従業員の状況

繊　維	機　械	金　属	エネルギー・化学品	食　料	住生活・情報	その他	合　計
19,031名 [3,935名]	9,638名 [698名]	511名 [32名]	11,605名 [4,023名]	30,249名 [9,983名]	31,341名 [10,442名]	3,425名 [113名]	105,800名 [29,226名]

（注1）従業員数は就業人員数であり、［　］は臨時従業員の年間の平均人数を外数で記載しております。
（注2）機械セグメントにおいてPT. SUZUKI Finance Indonesiaが連結子会社から関連会社となったこと等により、従業員数が前期末比4,687名減少しております。

❷ 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,279名	17名増	41.5歳	16.7年

（注）上記従業員数には、国内889名及び海外345名の他社への出向者並びに海外現地法人での勤務者271名が含まれております。

（7）設備投資の状況

記載すべき重要な事項はありません。

（8）資金調達の状況

当社グループは、当社を中心に資金調達を行っております。当社は、金融機関からの借入及び短期社債（電子CP）の発行等を行いました。その他の増資、中長期社債発行等による資金調達は行っておりません。

（9）主要な借入先

当社グループは、当社を中心に借入を行っており、当年度末における当社の主要な借入先は次のとおりです。

借入先	借入額
	百万円
日本生命保険相互会社	105,000
㈱日本政策投資銀行	83,500
㈱みずほ銀行	79,970
㈱三井住友銀行	62,377
㈱三菱東京UFJ銀行	57,250
三井住友信託銀行㈱	54,843
三菱UFJ信託銀行㈱	49,953
住友生命保険相互会社	43,000
明治安田生命保険相互会社	37,500
みずほ信託銀行㈱	35,306

（百万円未満四捨五入）

（10）その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1)発行可能株式総数 …… 3,000,000,000株

(2)発行済株式の総数 …… 1,662,889,504株

(3)株主数 …… 168,637名

(4)大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口)	89,461	5.66
日本マスタートラスト信託銀行㈱(信託口)	75,894	4.80
CP WORLDWIDE INVESTMENT COMPANY LIMITED	63,500	4.01
㈱みずほ銀行	39,200	2.48
日本生命保険相互会社	34,056	2.15
三井住友海上火災保険㈱	30,400	1.92
損害保険ジャパン日本興亜㈱	26,336	1.67
バークレイズ証券㈱	25,000	1.58
朝日生命保険相互会社	23,400	1.48
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口9)	22,369	1.41

(千株未満切捨)

(注1)当社は、自己株式を81,238千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
(注2)持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

氏　名	会社における地位	担　当
小林栄三	取締役会長	
＊岡藤正広	取締役社長	
＊髙柳浩二	取締役	食料カンパニー プレジデント
＊吉田朋史	取締役	住生活・情報カンパニー プレジデント
＊岡本均	取締役	ＣＳＯ
＊塩見崇夫	取締役	機械カンパニー プレジデント
＊福田祐士	取締役	エネルギー・化学品カンパニー プレジデント
＊小関秀一	取締役	繊維カンパニー プレジデント （兼）ブランドマーケティング第二部門長
＊米倉英一	取締役	金属カンパニー プレジデント
＊小林文彦	取締役	ＣＡＯ（兼）人事・総務部長
＊鉢村剛	取締役	ＣＦＯ（兼）財務部長
藤崎一郎	取締役	
川北力	取締役	
赤松良夫	常勤監査役	
大喜多治年	常勤監査役	
間島進吾	監査役	
望月晴文	監査役	
瓜生健太郎	監査役	

（注1）＊印の各氏は、代表取締役であります。
（注2）取締役藤崎一郎及び川北力の両氏は、社外取締役であり、（株）東京証券取引所に独立役員として届出ております。
（注3）監査役間島進吾、望月晴文及び瓜生健太郎の各氏は、社外監査役であり、（株）東京証券取引所に独立役員として届出ております。
（注4）重要な兼職の状況は次のとおりであります。

区　分	氏　名	兼職先	役　職
取締役	小林栄三	朝日生命保険相互会社	社外監査役
		オムロン㈱	社外取締役
		日本航空㈱	社外取締役
	岡藤正広	日清食品ホールディングス㈱	社外取締役
	藤崎一郎	新日鐵住金㈱	社外取締役
監査役	間島進吾	ウイン・パートナーズ㈱	社外取締役
	望月晴文	㈱日立製作所	社外取締役
		東京中小企業投資育成㈱	代表取締役社長
	瓜生健太郎	弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所	代表弁護士マネージングパートナー
		U&Ｉアドバイザリーサービス㈱	代表取締役
		㈱フルッタフルッタ	社外取締役
		ＧＭＯ　ＴＥＣＨ㈱	社外取締役
		協和発酵キリン㈱	社外監査役

（注5）監査役間島進吾氏は、日本及び米国における公認会計士の資格を有し、かつ大学教授（会計学）としての長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
（注6）平成27年6月19日付で前田一年及び下條正浩の両氏は監査役を退任しております。
（注7）平成28年3月31日付で吉田朋史、塩見崇夫及び福田祐士の各氏が取締役を、大喜多治年氏が監査役をそれぞれ辞任しております。

（2）執行役員の状況（平成28年４月１日現在）

氏　名	会社における地位	担　当
岡藤　正広	社長	
髙柳　浩二	副社長執行役員	食料カンパニー プレジデント
吉田　朋史	専務執行役員	伊藤忠インターナショナル会社社長（ＣＥＯ）
岡本　均	専務執行役員	ＣＳＯ・ＣＩＯ
福田　祐士	専務執行役員	アジア・大洋州総支配人 (兼)伊藤忠シンガポール会社社長
鈴木　善久	専務執行役員	情報・金融カンパニー プレジデント
小関　秀一	専務執行役員	繊維カンパニー プレジデント
米倉　英一	専務執行役員	金属カンパニー プレジデント
今井　雅啓	専務執行役員	エネルギー・化学品カンパニー プレジデント
小林　文彦	常務執行役員	ＣＡＯ
吉田　多孝	常務執行役員	機械カンパニー プレジデント
久保　洋三	常務執行役員	食料カンパニー エグゼクティブ バイス プレジデント
鉢村　剛	常務執行役員	ＣＦＯ
上田　明裕	常務執行役員	東アジア総代表 (兼)伊藤忠（中国）集団有限公司董事長 (兼)上海伊藤忠商事有限公司董事長 (兼)ＢＩＣ董事長
原田　恭行	常務執行役員	住生活カンパニー プレジデント
久保　勲	常務執行役員	監査部長
都梅　博之	常務執行役員	欧州総支配人 (兼)アフリカ総支配人 (兼)伊藤忠欧州会社社長
深野　弘行	常務執行役員	社長補佐（関西担当）
茅野　みつる	執行役員	法務部長
岡田　明彦	執行役員	鉄鋼・非鉄・ソーラー部門長
石井　敬太	執行役員	エネルギー・化学品カンパニー エグゼクティブ バイス プレジデント (兼)化学品部門長
諸藤　雅浩	執行役員	繊維カンパニー エグゼクティブ バイス プレジデント (兼)ブランドマーケティング第一部門長

氏　名	会社における地位	担　当
川　嶌　宏　昭	執　行　役　員	中部支社長
髙　杉　　豪	執　行　役　員	食料カンパニー プレジデント補佐 (兼)食糧部門長
池　添　洋　一	執　行　役　員	伊藤忠香港会社会長 (兼)アジア・大洋州総支配人補佐
林　　史　郎	執　行　役　員	ファッションアパレル第一部門長
佐　藤　　浩	執　行　役　員	プラント・船舶・航空機部門長
関　　鎮	執　行　役　員	経理部長
髙　田　知　幸	執　行　役　員	広報部長
安　田　貴　志	執　行　役　員	エネルギー部門長
貝　塚　寛　雪	執　行　役　員	業務部長
岡　　広　史	執　行　役　員	秘書部長
今　井　重　利	執　行　役　員	中南米総支配人 (兼)伊藤忠ブラジル会社社長
清　水　源　也	執　行　役　員	ファッションアパレル第二部門長
大　杉　雅　人	執　行　役　員	自動車部門長
土　橋　　晃	執　行　役　員	情報・金融カンパニーＣＦＯ (兼)住生活カンパニーＣＦＯ

(注1)平成28年４月１日付で、６つのディビジョンカンパニーを７つのディビジョンカンパニーに改編しております。当改編に伴い、「住生活・情報カンパニー」を「住生活カンパニー」及び「情報・金融カンパニー」としております。
(注2)茅野みつるの戸籍上の氏名は、池みつるです。

(３)取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	人員数(名)	支給額(百万円)	内　訳
取締役 (うち社外)	13 (2)	1,198 (24)	①月例報酬　751百万円 ②当事業年度に係る取締役賞与(支払予定額)　447百万円
監査役 (うち社外)	7 (4)	117 (36)	月例報酬のみ
計 (うち社外)	20 (6)	1,315 (60)	

(百万円未満四捨五入)

(注1)取締役の報酬限度額　月例報酬総額として年額12億円(うち、社外取締役分は年額50百万円)
上記報酬額とは別枠で取締役(社外取締役を除く)に対する賞与総額として年額10億円
(いずれも平成23年６月24日　株主総会決議)
(注2)監査役の報酬限度額　月額13百万円(平成17年６月29日　株主総会決議)

（4）社外役員に関する事項

❶ 重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　名	兼　職　先	役　職
社外取締役	藤　崎　一　郎	新日鐵住金㈱	社外取締役
社外監査役	間　島　進　吾	ウイン・パートナーズ㈱	社外取締役
	望　月　晴　文	㈱日立製作所	社外取締役
		東京中小企業投資育成㈱	代表取締役社長
	瓜　生　健太郎	弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所	代表弁護士マネージングパートナー
		U&Ⅰアドバイザリーサービス㈱	代表取締役
		㈱フルッタフルッタ	社外取締役
		GMO　TECH㈱	社外取締役
		協和発酵キリン㈱	社外監査役

（注）上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

❷ 主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	藤　崎　一　郎	当期開催の取締役会16回のすべてに出席し、主に外交官としての長年にわたる経験を通して培った国際情勢・経済・文化等に関する高い見識に基づき、社外取締役として客観的・中立的な立場から発言を行っております。
	川　北　　力	当期開催の取締役会16回のすべてに出席し、主に財務省（及び旧大蔵省）及び国税庁における長年の経験を通して培った財政・金融・税務等に関する高い見識に基づき、社外取締役として客観的・中立的な立場から発言を行っております。
社外監査役	間　島　進　吾	当期開催の取締役会16回のすべてに出席し、また、監査役会15回のすべてに出席し、主に公認会計士及び大学教授としての豊富な経験と会計及び経理に関する専門知識に基づき、社外監査役として客観的・中立的な立場から発言を行っております。
	望　月　晴　文	当期開催の取締役会16回のうち13回に出席し、また、監査役会15回のうち14回に出席し、主に経済産業省（及び旧通商産業省）における行政官としての豊富な経験と経済・産業政策に関する専門知識に基づき、社外監査役として客観的・中立的な立場から発言を行っております。
	瓜　生　健太郎	就任後開催の取締役会12回のうち11回に出席し、また、監査役会10回のうち９回に出席し、幅広い企業法務の分野における弁護士としての豊富な経験と専門知識に基づき、客観的・中立的な立場から発言を行っております。

❸ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員とは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人に関する事項

（１）会計監査人の名称 …… 有限責任監査法人トーマツ

（２）当該事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

❶ 当社が支払うべき公認会計士法第２条第１項の業務（監査または証明業務）についての報酬等の額	575百万円
❷ 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	1,482百万円

（注１）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記❶の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬及び国際会計基準（IFRS）に基づく英文財務諸表に係る監査の報酬を含めております。

（注２）当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、コンフォートレターの作成業務等についての対価を支払っており、それらは上記❷の報酬等の合計額に含めております。

（注３）当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容を確認し、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

（注４）「１．企業集団の現況に関する事項　（４）重要な企業結合の状況　❶重要な子会社及び関連会社の状況」に記載されている重要な子会社及び関連会社のうち、（株）オリエントコーポレーションは新日本有限責任監査法人、海外の子会社及び関連会社は外国の法令に基づいた会計監査人としての資格を有する現地の監査法人の監査を受けております。

（３）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当したときは、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 内部統制システムに関する基本方針及びその運用状況の概要

（１）内部統制システムに関する基本方針の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を次のとおり整備しております。以下、平成18年４月19日開催の取締役会において決議された「内部統制システムに関する基本方針」の概要を記載します。（平成28年５月６日付で一部改訂を行っております。）

❶取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コーポレート・ガバナンス	1	取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
	2	取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
	3	取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行する。
	4	監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。
コンプライアンス	1	取締役、執行役員及び使用人は、「伊藤忠グループ企業理念」及び「伊藤忠グループ企業行動基準」に則り行動する。
	2	コンプライアンス統括役員(代表取締役)、コンプライアンス委員会及びコンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」を制定し、コンプライアンス体制の充実に努める。
財務報告の適正性確保のための体制整備	1	商取引管理及び経理に関する社内規程を整備するとともに、CFO(Chief Financial Officer)を設置し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。
	2	開示委員会を設置するとともに、財務報告の適正性を確保するための体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価し改善を図る。
内部監査		社長直轄の監査部を設置する。監査部は、「監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。

❷取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「情報管理規程」、「文書管理規則」その他の社内規程に従い、株主総会議事録等の職務執行に係る重要な文書を、関連資料とともに適切に保存・管理し、取締役及び監査役は、いつでも、これを閲覧することができる。また、会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設置するとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集したうえで、法令等に従い適時かつ適切に開示する。

❸損失の危険の管理に関する規程その他の体制

市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスクその他様々なリスクに対処するため、各種の社内委員会や責任部署を設置するとともに、各種管理規則、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

❹取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

HMC及び各種社内委員会	社長補佐機関としてHMC(Headquarters Management Committee)及び各種の社内委員会を設置し、社長及び取締役会による適切かつ機動的な意思決定に資するものとする。
ディビジョンカンパニー制	ディビジョンカンパニー制を採用し、各カンパニーにはカンパニープレジデントを設置して、法令、定款、社内規程等に従い、担当事業領域の経営を行う。また、カンパニーごとに、数値目標を設定し、定期的に数値目標の達成度を検証することにより、経営管理を行う。
職務権限・責任の明確化	適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、社内規程を整備し各役職者の権限及び責任の明確化を図る。

❺当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社管理・報告体制	1 子会社統括部署を設置する。また、子会社ごとに主管部署を定め、主管部署が連結会社経営に関する社内規程に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたるとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。 2 当社が子会社を通じて間接的に保有する子会社に関しては、原則として、当社が直接保有する子会社をして経営管理及び経営指導にあたらせることにより、本基本方針に基づく業務の適正が確保されるように努める。 3 子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容・規模、上場／非上場の別等を考慮のうえ、原則として、子会社ごとに、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取決める。
子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制	子会社の事業内容・規模、上場／非上場の別等を考慮のうえ、リスクカテゴリーごとにグループ内での管理対象会社を選定し、グループ全体のリスクを管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。
子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	連結ベースにて経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施する。
子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	1 各子会社に対して原則として取締役及び監査役を派遣し、当該取締役及び監査役が各子会社における職務執行の監督・監査を行うことにより、子会社における取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するように努める。 2 「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」において、コンプライアンス体制の整備につき指針を示し、当該事項の実施状況につき定期的なモニター・レビューを実施するとともに、必要に応じて子会社における教育・研修を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。 3 子会社の業務活動全般も監査部による内部監査の対象とする。

❻監査役の補助使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会に直属する監査役室を設置し、監査役の職務補助に専従する使用人を置く。当該使用人に対する指揮命令権限は監査役に専属し、その人事考課は、監査役会で定めた監査役が行い、その人事異動及び懲戒処分は、事前に当該監査役の同意を必要とする。

❼取締役及び使用人による監査役への報告体制等

重要会議への出席	監査役は、取締役会、HMCその他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
報告体制	1 取締役及びその他の役職者は、定期的に職務執行状況を監査役に報告する。また、取締役及びその他の役職者は、監査役に対して、法令が定める事項の他、財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定の内容等をその都度直ちに報告する。 2 使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。 3 「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」において、監査役に対して報告を行った取締役及び使用人に対する不利益取扱を禁止する旨明記し、周知徹底する。

❽子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者による監査役への報告体制等

報告体制	1 子会社の取締役及び監査役は、当社の監査役に対して、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。 2 コンプライアンス統括部署は、子会社の役職員から報告された、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等の概要について、定期的に当社監査役に対して報告する。 3 「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」において、上記により監査役に対して報告を行った者に対する不利益取扱を禁止する旨明記し、十分周知する。

❾監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認のうえ、速やかに当該費用または債務を処理する。

❿その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査部の監査役との連携	監査部は、監査役との間で、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図る。
外部専門家の起用	監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を独自に起用することができる。

（2）内部統制システムの運用状況の概要

内部統制システムを適正に運用するため、当社は、基本方針に定める各事項を更に細分化した確認項目を年度ごとに策定し、確認項目ごとに担当部署を定めたうえで、半期ごとに開催される内部統制委員会において、各担当部署（及び関連するその他の社内委員会）による内部統制システムの構築・運用状況を確認する体制を取っています。内部統制委員会は、ＣＳＯ・ＣＩＯを委員長とし、ＣＡＯ、ＣＦＯ、監査部長及び外部専門家（弁護士）が委員となって構成されている他、監査役も毎回出席し、意見を述べています。

内部統制委員会では、各担当部署から提出される上記確認事項ごとの達成状況や課題等をまとめたチェックリストの内容を検証することに加え、財務報告の適正性確保のための体制、コンプライアンス体制、損失の危険の管理のための体制、及び企業集団における内部統制システムの構築・運用状況等の重要事項については、各担当部署からなされる個別の報告内容を検証することで、内部統制システムの構築・運用状況を確認しています。

また、内部統制委員会における審議結果については、ＨＭＣ及び取締役会に対しても年１回報告されており、取締役会において、内部統制システムの構築・運用状況について最終的な通期評価を行っています。

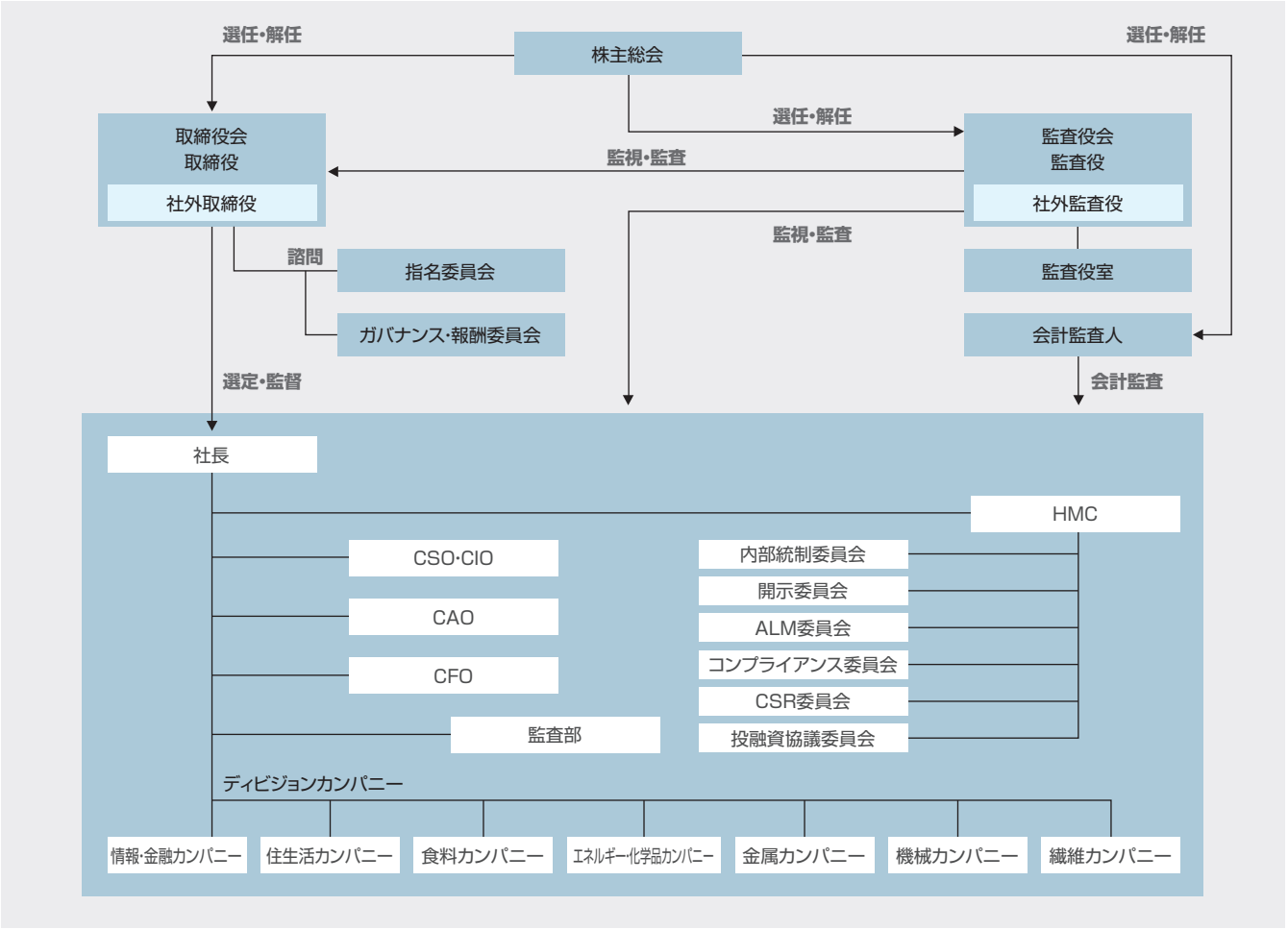
内部統制に関連する主な社内委員会の開催状況（平成27年度）は、内部統制委員会が２回、コンプライアンス委員会が２回、ＡＬＭ（Asset Liability Management）委員会が11回となっております。

なお、当社の内部統制システムは当社及び当社の子会社から成る企業集団ベースで構成されており、その運用状況及び子会社における内部統制システムの構築・運用状況等については定期的に内部統制委員会に報告されています。

この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めることとしております。また、当社は平成28年５月６日に開催した取締役会において、基本方針に定める各事項について平成28年３月期における構築・運用状況を評価しましたが、重大な欠陥や不備は存在しないことを確認しました。

当社のコーポレート・ガバナンス体制図

（平成28年４月１日現在）



（注１）**HMC** = Headquarters Management Committee　**CSO・CIO** = Chief Strategy & Information Officer
CAO = Chief Administrative Officer　**CFO** = Chief Financial Officer　**ALM** = Asset Liability Management
（注２）コンプライアンス統括役員はCAO。また、各ディビジョンカンパニーにはカンパニープレジデントを設置。
（注３）内部統制システムは社内のあらゆる階層に組込まれており、そのすべてを表記することはできませんので主要な組織及び委員会のみ記載しております。

連結財政状態計算書

（百万円未満四捨五入）

（単位：百万円）

科目	第92期（平成28年3月31日現在）	第91期（ご参考）（平成27年3月31日現在）
資産の部		
流動資産		
現金及び現金同等物	**632,871**	700,292
定期預金	**7,650**	11,368
営業債権	**1,843,541**	2,101,300
営業債権以外の短期債権	**129,769**	132,495
その他の短期金融資産	**35,485**	53,109
棚卸資産	**717,124**	780,550
前渡金	**194,317**	167,812
その他の流動資産	**106,745**	191,026
流動資産合計	**3,667,502**	4,137,952
非流動資産		
持分法で会計処理されている投資	**1,500,094**	1,618,138
その他の投資	**804,585**	1,030,078
長期債権	**634,324**	121,397
投資・債権以外の長期金融資産	**133,202**	148,391
有形固定資産	**701,565**	786,562
投資不動産	**29,132**	32,899
のれん及び無形資産	**405,862**	488,941
繰延税金資産	**63,814**	55,450
その他の非流動資産	**96,315**	140,893
非流動資産合計	**4,368,893**	4,422,749
資産合計	**8,036,395**	8,560,701

科目	第92期（平成28年3月31日現在）	第91期（ご参考）（平成27年3月31日現在）
負債及び資本の部		
流動負債		
社債及び借入金（短期）	**426,820**	543,660
営業債務	**1,469,505**	1,669,814
営業債務以外の短期債務	**67,837**	76,605
その他の短期金融負債	**25,164**	28,082
未払法人所得税	**29,375**	35,513
前受金	**170,194**	173,683
その他の流動負債	**284,303**	319,154
流動負債合計	**2,473,198**	2,846,511
非流動負債		
社債及び借入金（長期）	**2,769,345**	2,548,504
その他の長期金融負債	**105,722**	103,819
退職給付に係る負債	**67,639**	56,404
繰延税金負債	**79,637**	166,171
その他の非流動負債	**88,799**	91,041
非流動負債合計	**3,111,142**	2,965,939
負債合計	**5,584,340**	5,812,450
資本		
資本金	**253,448**	253,448
資本剰余金	**156,688**	164,154
利益剰余金	**1,748,375**	1,587,318
その他の資本の構成要素		
為替換算調整額	**202,795**	364,454
ＦＶＴＯＣＩ金融資産	**△51,630**	176,487
キャッシュ・フロー・ヘッジ	**△10,415**	△8,517
その他の資本の構成要素合計	**140,750**	532,424
自己株式	**△105,584**	△104,142
株主資本合計	**2,193,677**	2,433,202
非支配持分	**258,378**	315,049
資本合計	**2,452,055**	2,748,251
負債及び資本合計	**8,036,395**	8,560,701

（注）当社は、連結計算書類を国際会計基準（IFRS）に準拠して作成しております。

連結包括利益計算書

（百万円未満四捨五入）　　（単位：百万円、△は損失・費用・控除）

科目	第92期 （平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）	第91期（ご参考） （平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
収益		
商品販売等に係る収益	4,362,159	4,911,044
役務提供及びロイヤルティ取引に係る収益	721,377	680,391
収益合計	5,083,536	5,591,435
原価		
商品販売等に係る原価	△3,483,362	△4,014,469
役務提供及びロイヤルティ取引に係る原価	△530,463	△487,902
原価合計	△4,013,825	△4,502,371
売上総利益	1,069,711	1,089,064
その他の収益及び費用：		
販売費及び一般管理費	△835,518	△810,198
貸倒損失	△7,775	△6,178
有価証券損益	72,680	109,860
固定資産に係る損益	△155,104	△4,274
その他の損益	△6,046	6,686
その他の収益及び費用合計	△931,763	△704,104
金融収益及び金融費用：		
受取利息	28,518	13,899
受取配当金	37,491	34,886
支払利息	△28,918	△25,346
金融収益及び金融費用合計	37,091	23,439
持分法による投資損益	147,710	10,116
税引前利益	322,749	418,515
法人所得税費用	△46,381	△122,894
当期純利益：	276,368	295,621
当社株主に帰属する当期純利益	240,376	300,569
非支配持分に帰属する当期純利益	35,992	△4,948
その他の包括利益（税効果控除後）		
純損益に振替えられることのない項目：		
ＦＶＴＯＣＩ金融資産	△222,543	46,244
確定給付再測定額	△8,468	6,463
持分法で会計処理されている投資におけるその他の包括利益	△8,857	12,064
純損益に振替えられる可能性のある項目：		
為替換算調整額	△76,932	83,913
キャッシュ・フロー・ヘッジ	△2,101	△868
持分法で会計処理されている投資におけるその他の包括利益	△86,126	21,214
その他の包括利益（税効果控除後）合計	△405,027	169,030
当期包括利益：	△128,659	464,651
当社株主に帰属する当期包括利益	△144,777	465,605
非支配持分に帰属する当期包括利益	16,118	△954

（注）当社は、連結計算書類を国際会計基準（IFRS）に準拠して作成しております。

連結持分変動計算書

（百万円未満四捨五入）　　（単位：百万円、△は損失・減少・控除）

科目	第92期 （平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）	第91期（ご参考） （平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
資本金：		
期首残高	**253,448**	202,241
新株の発行	**－**	51,207
期末残高	**253,448**	253,448
資本剰余金：		
期首残高	**164,154**	113,055
新株の発行	**－**	50,918
子会社持分の追加取得及び一部売却による増減等	**△7,466**	181
期末残高	**156,688**	164,154
利益剰余金：		
期首残高	**1,587,318**	1,364,295
当社株主に帰属する当期純利益	**240,376**	300,569
その他の資本の構成要素からの振替	**△3,397**	△17
当社株主への支払配当金	**△75,922**	△77,529
期末残高	**1,748,375**	1,587,318
その他の資本の構成要素：		
期首残高	**532,424**	367,329
当社株主に帰属するその他の包括利益	**△385,153**	165,036
利益剰余金への振替	**3,397**	17
非金融資産等への振替	**△9,807**	－
子会社持分の追加取得及び一部売却による増減	**△111**	42
期末残高	**140,750**	532,424
自己株式：		
期首残高	**△104,142**	△2,800
自己株式の取得及び処分	**△1,442**	△101,342
期末残高	**△105,584**	△104,142
株主資本合計	**2,193,677**	2,433,202
非支配持分：		
期首残高	**315,049**	353,471
非支配持分に帰属する当期純利益	**35,992**	△4,948
非支配持分に帰属するその他の包括利益	**△19,874**	3,994
非支配持分への支払配当金	**△9,228**	△8,321
子会社持分の取得及び一部売却による増減等	**△63,561**	△29,147
期末残高	**258,378**	315,049
資本合計	**2,452,055**	2,748,251

（注）当社は、連結計算書類を国際会計基準（IFRS）に準拠して作成しております。

貸借対照表

（百万円未満四捨五入）

（単位：百万円）

科目	第92期（平成28年3月31日現在）	第91期（ご参考）（平成27年3月31日現在）
資産の部		
流動資産	**1,529,304**	1,802,335
現金及び預金	**412,569**	493,290
受取手形	**35,476**	37,039
売掛金	**553,547**	696,755
商品	**169,875**	190,527
前払費用	**6,444**	5,654
繰延税金資産	**4,475**	5,414
短期貸付金	**3,854**	4,733
関係会社短期貸付金	**218,204**	242,104
その他	**125,569**	127,764
貸倒引当金	**△709**	△945
固定資産	**1,837,350**	2,149,138
有形固定資産	**50,245**	50,964
建物及び構築物	**17,217**	17,576
土地	**28,906**	28,629
その他	**4,122**	4,759
無形固定資産	**17,960**	18,649
ソフトウエア	**7,520**	9,066
その他	**10,440**	9,583
投資その他の資産	**1,769,145**	2,079,525
投資有価証券	**232,982**	371,764
関係会社株式	**1,330,297**	1,497,329
その他の関係会社有価証券	**25,824**	17,640
出資金	**32,234**	7,900
関係会社出資金	**61,942**	88,399
長期貸付金	**8,087**	10,555
関係会社長期貸付金	**55,551**	75,553
破産更生債権等	**79,951**	35,810
前払年金費用	**12,027**	18,494
繰延税金資産	**1,244**	—
その他	**11,080**	13,797
貸倒引当金	**△78,717**	△36,764
投資損失引当金	**△3,357**	△20,952
資産合計	**3,366,654**	3,951,473

科目	第92期（平成28年3月31日現在）	第91期（ご参考）（平成27年3月31日現在）
負債の部		
流動負債	**1,034,934**	1,259,910
支払手形	**137,438**	175,848
買掛金	**339,589**	461,616
短期借入金	**177,892**	265,035
コマーシャル・ペーパー	**50,000**	—
１年内償還予定の社債	**55,000**	50,000
未払金	**19,163**	14,749
未払費用	**62,865**	75,324
未払法人税等	**315**	2,525
前受金	**16,309**	14,780
預り金	**159,932**	179,895
前受収益	**5,974**	10,156
その他	**10,457**	9,982
固定負債	**1,404,595**	1,735,549
社債	**386,268**	442,017
長期借入金	**960,497**	1,185,563
繰延税金負債	**—**	40,300
退職給付引当金	**360**	331
株式給付引当金	**331**	—
役員退職慰労引当金	**112**	146
債務保証等損失引当金	**19,596**	56,379
その他	**37,431**	10,813
負債合計	**2,439,529**	2,995,459
純資産の部		
株主資本	**888,258**	850,384
資本金	**253,448**	253,448
資本剰余金	**62,602**	62,601
資本準備金	**62,600**	62,600
その他資本剰余金	**2**	1
利益剰余金	**676,778**	637,399
利益準備金	**36,323**	36,323
その他利益剰余金		
海外投資等損失準備金	**—**	1,752
繰越利益剰余金	**640,455**	599,324
自己株式	**△104,570**	△103,064
評価・換算差額等	**38,867**	105,630
その他有価証券評価差額金	**38,239**	103,334
繰延ヘッジ損益	**628**	2,296
純資産合計	**927,125**	956,014
負債及び純資産合計	**3,366,654**	3,951,473

損益計算書

(百万円未満四捨五入)　　(単位：百万円)

科目	第92期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)	第91期(ご参考) (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)
売上高	**5,203,725**	5,738,595
売上原価	**5,064,236**	5,597,815
売上総利益	**139,489**	140,780
販売費及び一般管理費	**127,863**	130,245
営業利益	**11,626**	10,535
受取利息	**5,773**	6,550
受取配当金	**182,899**	197,195
その他の営業外収益	**25,323**	10,687
営業外収益	**213,995**	214,432
支払利息	**7,794**	9,020
その他の営業外費用	**14,402**	6,890
営業外費用	**22,196**	15,910
経常利益	**203,425**	209,057
固定資産売却益	**533**	2,002
投資有価証券等売却益	**33,166**	15,972
特別利益	**33,699**	17,974
固定資産売却損	**72**	54
関係会社等事業損失	**124,668**	77,933
投資有価証券等売却損	**481**	465
投資有価証券等評価損	**957**	6,270
減損損失	**61**	121
特別損失	**126,239**	84,843
税引前当期純利益	**110,885**	142,188
法人税、住民税及び事業税	**3,159**	11,213
法人税等調整額	**△7,575**	347
当期純利益	**115,301**	130,628

株主資本等変動計算書

（第92期　平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（百万円未満四捨五入）　　（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等			
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	純資産合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計						
						海外投資等損失準備金	繰越利益剰余金							
当期首残高	253,448	62,600	1	62,601	36,323	1,752	599,324	637,399	△103,064	850,384	103,334	2,296	105,630	956,014
当期変動額														
新株の発行										–				–
剰余金の配当							△75,922	△75,922		△75,922				△75,922
海外投資等損失準備金の積立										–				–
海外投資等損失準備金の取崩						△1,752	1,752	–		–				–
当期純利益							115,301	115,301		115,301				115,301
自己株式の取得									△1,510	△1,510				△1,510
自己株式の処分			1	1					4	5				5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											△65,095	△1,668	△66,763	△66,763
当期変動額合計	–	–	1	1	–	△1,752	41,131	39,379	△1,506	37,874	△65,095	△1,668	△66,763	△28,889
当期末残高	253,448	62,600	2	62,602	36,323	–	640,455	676,778	△104,570	888,258	38,239	628	38,867	927,125

（第91期　平成26年4月1日から平成27年3月31日まで（ご参考））

（百万円未満四捨五入）　　（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等			
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	純資産合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計						
						海外投資等損失準備金	繰越利益剰余金							
当期首残高	202,241	11,393	1	11,394	32,369	2,069	561,270	595,708	△2,368	806,975	57,902	△186	57,716	864,691
会計方針の変更による累積的影響額							△11,408	△11,408		△11,408				△11,408
会計方針の変更を反映した当期首残高	202,241	11,393	1	11,394	32,369	2,069	549,862	584,300	△2,368	795,567	57,902	△186	57,716	853,283
当期変動額														
新株の発行	51,207	51,207		51,207						102,414				102,414
剰余金の配当					3,954		△81,483	△77,529		△77,529				△77,529
海外投資等損失準備金の積立						96	△96	–		–				–
海外投資等損失準備金の取崩						△413	413	–		–				–
当期純利益							130,628	130,628		130,628				130,628
自己株式の取得									△100,697	△100,697				△100,697
自己株式の処分			0	0					1	1				1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											45,432	2,482	47,914	47,914
当期変動額合計	51,207	51,207	0	51,207	3,954	△317	49,462	53,099	△100,696	54,817	45,432	2,482	47,914	102,731
当期末残高	253,448	62,600	1	62,601	36,323	1,752	599,324	637,399	△103,064	850,384	103,334	2,296	105,630	956,014

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

伊藤忠商事株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石塚雅博　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永山晴子　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田博之　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中安正　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、伊藤忠商事株式会社の平成２７年４月１日から平成２８年3月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第１２０条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、会社計算規則第１２０条第１項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、伊藤忠商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

伊藤忠商事株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石塚雅博　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永山晴子　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田博之　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中安正　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、伊藤忠商事株式会社の平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第９２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部署その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき構築、運用されている体制（内部統制システム）について、定期的に取締役及び使用人等から状況報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

更に、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月12日

伊藤忠商事株式会社　監査役会

常勤監査役　赤　松　良　夫　㊞

社外監査役　間　島　進　吾　㊞

社外監査役　望　月　晴　文　㊞

社外監査役　瓜　生　健太郎　㊞

以　上

株主総会参考書類（議案の内容）

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたく存じます。

○ 期末配当に関する事項

中期経営計画「Brand-new Deal 2017」期間中の株主配当金につきましては、「『毎期、当社史上最高額を更新する2015年度（平成27年度）50円、2016年度（平成28年度）55円、2017年度（平成29年度）60円を下限』として保証します。加えて『当社株主に帰属する当期純利益』の拡大に応じてその成果を株主の皆様と共有すべく、『当社株主に帰属する当期純利益』が2,000億円/年までの部分に対しては連結配当性向20%、2,000億円/年を超える部分に対しては連結配当性向30%を目処に実施する」配当方針としております。当該配当方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、１株につき金**25円**といたしたく存じます。

なお、中間配当金として１株につき金25円をお支払しておりますので、年間配当金は１株につき金50円となります。

1　配当財産の種類

金銭

2　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき

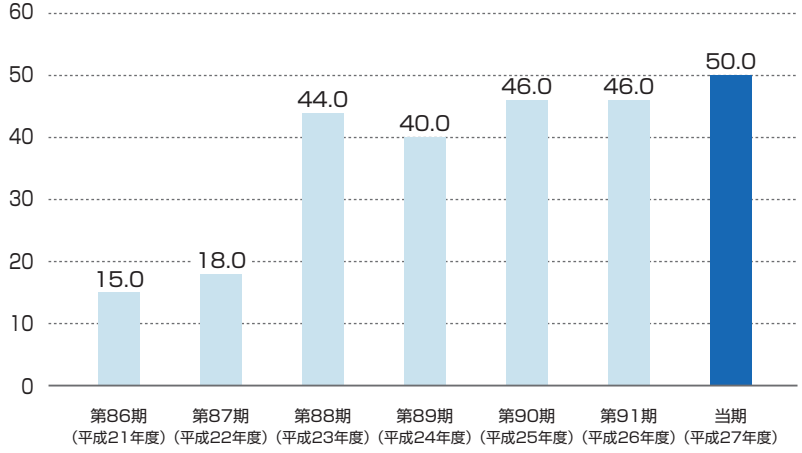
金25円

総額　39,541,263,625円

3　剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月27日

配当金の推移(円)



第2号議案　取締役14名選任の件

平成28年３月31日付で取締役の吉田朋史、塩見崇夫、福田祐士の各氏が辞任されました。また、本株主総会終結の時をもって、取締役の小林栄三、岡藤正広、髙柳浩二、岡本　均、小関秀一、米倉英一、小林文彦、鉢村　剛、藤﨑一郎、川北　力の各氏、計10名の任期が満了いたします。つきましては、取締役14名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者14名のうち、３名を社外取締役候補者としております。

その候補者は次のとおりであります。

取締役候補者の選任の方針と手続

広範囲な事業領域を有する総合商社の取締役会として、適切な経営の監督及び重要な業務執行の意思決定を行えるよう、原則として、取締役会長及び取締役社長の他、各カンパニープレジデント、総本社職能担当オフィサー等を取締役（社内）として選任するとともに、取締役会の経営監督機能を強化するため、複数名の社外取締役を選任します。社外取締役については、独立性を重視する観点から、(株)東京証券取引所が定める「独立役員」の要件及び当社の「独立性判断基準」に定める独立性の要件を満たすとともに、各分野における経験を通じて培った高い見識をもって当社の経営に貢献することが期待される者を優先的に選任します。取締役候補者については、上記の方針を踏まえて社長が原案を作成し、指名委員会での審議を経て、取締役会にて決定します。

なお、当社では、45ページに記載のとおり、当社の「独立性判断基準」を定めており、本議案における社外取締役候補者３名は、すべてこの基準を満たしております。

番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）
1	 おか　ふじ　まさ　ひろ 岡　藤　正　広 （昭和24年12月12日生） 取締役会出席回数 16／16回（100%） 所有する当社の株式数 150,795株	昭和49年４月　当社入社 平成14年６月　当社執行役員 平成16年４月　当社常務執行役員 平成16年６月　当社常務取締役 平成18年４月　当社専務取締役 平成21年４月　当社取締役副社長 平成22年４月　当社取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 日清食品ホールディングス㈱　社外取締役 取締役候補者とした理由 入社以来、主に繊維関連事業に従事し、繊維カンパニープレジデントを経て、平成22年４月に当社の代表取締役社長に就任して以来、優れた経営手腕とリーダーシップにより企業価値を向上させています。当社社長としての実績と総合商社の経営全般に関する知見を有していることから、引続き取締役候補者としました。

番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）
2	 髙柳浩二（たかやなぎこうじ） （昭和26年11月４日生） 取締役会出席回数 16／16回（100%） 所有する当社の株式数 56,600株	昭和50年４月　当社入社 平成17年６月　当社執行役員 平成20年４月　当社常務執行役員 平成20年６月　当社常務取締役 平成22年４月　当社取締役　常務執行役員 平成24年４月　当社取締役　専務執行役員 平成27年４月　当社取締役　副社長執行役員（現任） 食料カンパニー プレジデント（現任） 取締役候補者とした理由 入社以来、主にエネルギー関連事業に従事し、生活資材・化学品カンパニープレジデント、ＣＳＯを経て、平成27年４月からは食料カンパニープレジデントとして、当社の食料分野における業容拡大等に尽力しています。当社における豊富な業務経験と、総合商社の経営全般に関する知見を有していることから、引続き取締役候補者としました。
3	 岡本均（おかもとひとし） （昭和31年６月14日生） 取締役会出席回数 16／16回（100%） 所有する当社の株式数 48,465株	昭和55年４月　当社入社 平成20年４月　当社執行役員 平成22年４月　当社常務執行役員 平成22年６月　当社取締役　常務執行役員 平成26年４月　当社取締役　専務執行役員（現任） 平成28年４月　当社ＣＳＯ・ＣＩＯ（現任） 取締役候補者とした理由 入社以来、主に繊維関連事業に従事し、繊維カンパニープレジデント、ＣＳＯを経て、平成28年４月からはＣＳＯ・ＣＩＯとして、当社の経営計画の立案・遂行やガバナンス体制の強化等に尽力しています。当社における豊富な業務経験と、総合商社の経営全般に関する知見を有していることから、引続き取締役候補者としました。

番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）
4 新任	 鈴木善久（すずきよしひさ） （昭和30年6月21日生） 所有する当社の株式数 24,484株	昭和54年 4 月　当社入社 平成12年 4 月　当社航空宇宙部長 平成15年 4 月　当社航空宇宙・電子部門長 平成15年 6 月　当社執行役員 平成18年 4 月　当社常務執行役員 伊藤忠インターナショナル会社エグゼクティブ バイス プレジデント （兼）伊藤忠インターナショナル会社ＣＡＯ （兼）伊藤忠カナダ会社社長 平成19年 4 月　伊藤忠インターナショナル会社社長（ＣＥＯ） （兼）伊藤忠カナダ会社社長 平成23年 4 月　当社顧問 平成23年 6 月　㈱ジャムコ代表取締役副社長 平成24年 6 月　同社代表取締役社長 平成28年 4 月　当社専務執行役員（現任） 情報・金融カンパニー プレジデント（現任） （重要な兼職の状況） ㈱オリエントコーポレーション　社外取締役（就任予定） 取締役候補者とした理由 入社以来、主に航空機関連事業に従事し、伊藤忠インターナショナル会社社長を経て、平成24年6月からは㈱ジャムコの代表取締役社長として、卓越した経営手腕を発揮した実績と経験を踏まえ、今後の当社の情報・金融分野における業容拡大のため、新たに取締役候補者としました。
5	 小関秀一（こせきしゅういち） （昭和30年7月2日生） 取締役会出席回数（就任以降） 12／12回（100%） 所有する当社の株式数 37,400株	昭和54年 4 月　当社入社 平成19年 4 月　当社執行役員 平成22年 4 月　当社常務執行役員 平成27年 4 月　当社繊維カンパニー プレジデント（現任） 平成27年 6 月　当社取締役　常務執行役員 平成28年 4 月　当社取締役　専務執行役員（現任） 取締役候補者とした理由 入社以来、主に繊維関連事業に従事し、東アジア総代表を経て、平成27年４月からは繊維カンパニープレジデントとして、当社の繊維分野における業容拡大等に尽力しています。当社における豊富な業務経験と、総合商社の経営全般に関する知見を有していることから、引続き取締役候補者としました。

番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）
6	 よね　くら　えい　いち 米　倉　英　一 （昭和32年９月26日生） 取締役会出席回数 15／16回（94%） 所有する当社の株式数 49,105株	昭和56年４月　当社入社 平成21年４月　当社執行役員 平成23年４月　当社常務執行役員 平成26年４月　当社金属カンパニー プレジデント（現任） 平成26年６月　当社取締役　常務執行役員 平成28年４月　当社取締役　専務執行役員（現任） 取締役候補者とした理由 入社以来、主にプラント関連事業に従事し、業務部長、伊藤忠インターナショナル会社社長を経て、平成26年４月からは金属カンパニープレジデントとして、当社の金属分野における業容拡大等に尽力しています。当社における豊富な業務経験と、総合商社の経営全般に関する知見を有していることから、引続き取締役候補者としました。
7 新任	 いま　い　まさ　ひろ 今　井　雅　啓 （昭和31年８月18日生） 所有する当社の株式数 40,300株	昭和55年４月　当社入社 平成16年４月　当社化学プラント部長 平成19年４月　当社海外市場部長 平成20年４月　当社執行役員 平成21年４月　当社プラント・船舶部門長 平成24年４月　当社常務執行役員　プラント・船舶・航空機部門長 平成25年４月　当社欧州総支配人（兼）伊藤忠欧州会社社長 平成28年４月　当社専務執行役員（現任） エネルギー・化学品カンパニー プレジデント（現任） 取締役候補者とした理由 入社以来、主にプラント関連事業に従事し、プラント・船舶部門長を経て、平成25年４月からは欧州総支配人として、卓越した経営手腕を発揮した実績と経験を踏まえ、今後の当社のエネルギー・化学品分野における業容拡大のため、新たに取締役候補者としました。

番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）
8	 小林文彦（こばやしふみひこ） （昭和32年6月21日生） 取締役会出席回数（就任以降） 12／12回（100%） 所有する当社の株式数 61,480株	昭和55年４月　当社入社 平成22年４月　当社執行役員 平成25年４月　当社常務執行役員 平成27年６月　当社取締役　常務執行役員（現任） 平成28年４月　当社ＣＡＯ（現任） 取締役候補者とした理由 入社以来、主に人事関連業務に従事し、ＣＡＯ（兼）人事・総務部長を経て、平成28年４月からはＣＡＯとして、当社の人事政策の立案・遂行やコンプライアンス体制の構築・運用等に尽力しています。当社における豊富な業務経験と、総合商社の経営全般に関する知見を有していることから、引続き取締役候補者としました。
9 新任	 吉田多孝（よしだかずたか） （昭和33年５月７日生） 所有する当社の株式数 40,200株	昭和56年４月　当社入社 平成16年４月　当社自動車第二部長 平成21年４月　当社いすゞ・建機部門長 平成22年４月　当社執行役員　自動車・建機部門長 平成24年４月　当社自動車・建機・産機部門長 平成25年４月　当社常務執行役員（現任） 平成26年４月　当社機械カンパニー エグゼクティブ バイス プレジデント （兼）自動車・建機・産機部門長 平成27年４月　当社機械カンパニー エグゼクティブ バイス プレジデント 平成28年４月　当社機械カンパニー プレジデント（現任） 取締役候補者とした理由 入社以来、主に自動車関連事業に従事し、自動車・建機部門長を経て、平成26年４月からは機械カンパニーエグゼクティブ バイス プレジデントとして、卓越した経営手腕を発揮した実績と経験を踏まえ、今後の当社の機械分野における業容拡大のため、新たに取締役候補者としました。

番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）
10	 鉢村（はちむら）　剛（つよし） （昭和32年７月６日生） 取締役会出席回数（就任以降） 12／12回（100%） 所有する当社の株式数 40,700株	平成３年10月　当社入社 平成24年４月　当社執行役員 平成27年４月　当社常務執行役員 平成27年６月　当社取締役　常務執行役員（現任） 平成28年４月　当社ＣＦＯ（現任） 取締役候補者とした理由 入社以来、主に金属関連事業に従事し、伊藤忠インターナショナル会社ＣＡＯ、当社ＣＦＯ（兼）財務部長を経て、平成28年4月からはＣＦＯとして、当社の財務戦略及び経営管理・リスクマネジメント、並びに内部統制の整備・運用等に尽力しています。当社における豊富な業務経験と、総合商社の経営全般に関する知見を有していることから、引続き取締役候補者としました。
11 新任	 原田（はらだ）　恭行（やすゆき） （昭和34年１月15日生） 所有する当社の株式数 60,700株	昭和57年４月　当社入社 平成19年４月　当社ゴム・タイヤ部長 平成24年４月　当社生活資材部門長代行（兼）物資部長 平成25年４月　当社執行役員 平成25年10月　当社生活資材部門長代行 平成26年４月　伊藤忠インターナショナル会社社長（ＣＥＯ） 平成27年４月　当社常務執行役員（現任） 平成28年４月　当社住生活カンパニー プレジデント（現任） 取締役候補者とした理由 入社以来、主に生活資材関連事業に従事し、生活資材部門長代行を経て、平成26年４月からは伊藤忠インターナショナル会社社長として、卓越した経営手腕を発揮した実績と経験を踏まえ、今後の当社の住生活分野における業容拡大のため、新たに取締役候補者としました。

番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）
12 社外	 藤崎一郎（ふじさきいちろう） （昭和22年7月10日生） 取締役会出席回数 16／16回（100%） 所有する当社の株式数 2,300株	昭和44年 4 月　外務省入省 外務本省の他、在インドネシア大使館、経済協力開発機構（OECD）日本政府代表部、大蔵省主計局を経て 昭和62年 8 月　在英国大使館参事官 平成 3 年 2 月　外務省大臣官房在外公館課長 平成 4 年 3 月　同省大臣官房会計課長 平成 6 年 2 月　同省アジア局参事官 平成 7 年 7 月　在アメリカ合衆国大使館公使（政務担当） 平成11年 8 月　外務省北米局長 平成14年 9 月　外務審議官（経済担当） 平成17年 1 月　在ジュネーブ国際機関日本政府代表部特命全権大使 平成20年 4 月　アメリカ合衆国駐箚特命全権大使 平成24年11月　外務省退官 平成25年 1 月　上智大学特別招聘教授、国際戦略顧問 平成25年 6 月　当社取締役（現任） 平成26年 6 月　新日鐵住金㈱社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 新日鐵住金㈱　社外取締役 **社外取締役候補者とした理由** 藤崎一郎氏は、外交官としての長年にわたる経験を通して培われた国際情勢・経済・文化等に関する高い見識をもとに、幅広い見地から当社経営に対する的確な助言、業務執行に対する適切な監督を行っていただいています。同氏はこれまで当社及び他社の社外取締役以外に会社経営に直接関与した経験はありませんが、今後もこれらの高い見識を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、引続き社外取締役候補者としました。
13 社外	 川北力（かわきたちから） （昭和29年10月15日生） 取締役会出席回数 16／16回（100%） 所有する当社の株式数 0株	昭和52年 4 月　大蔵省入省 平成13年 7 月　財務省主税局税制第一課長 平成14年 7 月　同省大臣官房総合政策課長 平成16年 7 月　同省大臣官房文書課長 平成17年 7 月　国税庁大阪国税局長 平成19年 7 月　財務省大臣官房審議官（主税局担当） 平成20年 7 月　同省大臣官房総括審議官 平成21年 7 月　同省理財局長 平成22年 7 月　国税庁長官 平成24年 8 月　財務省退官 平成24年10月　一橋大学大学院法学研究科教授 平成25年 6 月　当社取締役（現任） 平成26年10月　損害保険料率算出機構副理事長（現任） **社外取締役候補者とした理由** 川北力氏は、財務省（及び旧大蔵省）及び国税庁における長年の経験を通して培われた財政・金融・税務等に関する高い見識をもとに、幅広い見地から当社経営に対する的確な助言、業務執行に対する適切な監督を行っていただいています。同氏はこれまで当社社外取締役以外に会社経営に直接関与した経験はありませんが、今後もこれらの高い見識を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、引続き社外取締役候補者としました。

番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）
14 新任 社外	 むら　き　あつ　こ 村　木　厚　子 （昭和30年12月28日生） 所有する当社の株式数 0株	昭和53年 4 月　労働省入省 平成17年10月　厚生労働省大臣官房政策評価審議官 平成18年 9 月　同省大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭担当） 平成20年 7 月　同省雇用均等・児童家庭局長 平成22年 9 月　内閣府政策統括官（共生社会政策担当） 平成24年 9 月　厚生労働省社会・援護局長 平成25年 7 月　同省厚生労働事務次官 平成27年10月　同省退官 社外取締役候補者とした理由 村木厚子氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、厚生労働省において大臣官房審議官、雇用均等・児童家庭局長、厚生労働事務次官といった重要ポストを歴任する等、行政官として豊富な経験を有することから、当社の経営に対し客観的・中立的な立場から有益かつ多様な視点で助言いただけるものと判断し、社外取締役候補者としました。

(注1)いずれの候補者も当社との間には特別の利害関係はありません。
(注2)藤﨑一郎、川北力、村木厚子の各氏は、社外取締役候補者であります。藤﨑一郎及び川北力の両氏は、現在当社の社外取締役であり、就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって3年であります。また、両氏につきましては、(株)東京証券取引所に独立役員として届出ております。村木厚子氏につきましても、(株)東京証券取引所に独立役員として届出る予定であります。
(注3)当社は藤﨑一郎及び川北力の両氏との間で、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認可決された場合には、両氏との間の当該責任限定契約を継続するとともに、新たに、村木厚子氏との間でも当該責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は、次のとおりであります。
・会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する。
・損害賠償責任の限度額は、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項に定める最低限度額とする。

社外取締役及び社外監査役の独立性に関する考え方

当社の社外取締役または社外監査役を(株)東京証券取引所が定める「独立役員」と指定するためには、以下の基準のいずれにも該当してはならないものとする。

A．当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者(注1)
- ・上記において「当社を主要な取引先とする者」とは、直近の３事業年度のいずれかにおける当社との取引における当社の支払額が当該会社の当該事業年度における連結売上高の２%以上を占める者をいう。

B．当社の主要な取引先またはその業務執行者
- ・上記において「当社の主要な取引先」とは、直近の３事業年度のいずれかにおける当該会社に対する当社の収益が当社の当該事業年度における連結収益の２%以上を占める者をいう。

C．１．当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家または税務専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属するコンサルタント、会計専門家、法律専門家または税務専門家をいう）
- ・上記において、「多額の金銭」とは、当該金銭を得ている者が個人の場合には過去３年間の平均で年間1,000万円以上、団体の場合には（当該団体の）過去３事業年度の平均で当社からの支払額が1,000万円、または当該団体の連結総売上高の２%のいずれか高い額以上の金額をいう。

２．当社の会計監査人である監査法人の社員若しくはパートナー、または当社若しくは当社の子会社の監査を担当しているその他の会計専門家

D．当社の主要な株主またはその業務執行者
- ・上記において、「主要な株主」とは、直接または間接に当社の10%以上の議決権を保有する者をいう。

E．当社が多額の寄付を行っている団体の理事（業務執行に当たる者に限る）その他の業務執行者
- ・上記において、「多額の寄付」とは、直近の３事業年度の平均で年間2,000万円を超える金額の寄付をいう。

F．当社の主要借入先若しくはその親会社またはそれらの業務執行者
- ・上記において、当社の「主要借入先」とは、当社の借入先のうち、直近の事業年度における借入額が上位３位以内の会社をいう。

G．就任前10年間のいずれかの時期において、当社または当社の子会社の業務執行者であった者

H．当社から取締役を受け入れている会社の業務執行者

I．１．就任時点において上記A、B又はC－１に該当する団体が存在する場合に、就任前３年間のいずれかの時期において、当該団体に所属していた者

２．就任前３年間のいずれかの時期において、上記C－２に該当していた者

３．就任時点において上記Eに該当する団体が存在する場合に、就任前３年間のいずれかの時期において、当該団体に所属していた者

４．就任前３年間のいずれかの時期において、上記D又はFのいずれかに該当していた者

J．次のいずれかに掲げる者（重要な者に限る）の近親者（注2）

Ⓐ 上記AからCのいずれか、またはI－１若しくはI－２に掲げる者（但し、A及びBについては、業務執行取締役、執行役及び執行役員を重要な者とみなす。また、C－１については、団体に所属する者の場合、当該団体の社員及びパートナー、C－２については社員、パートナーその他当社グループの監査を直接担当する会計専門家を重要な者とみなす）

Ⓑ 当社の子会社の業務執行者

Ⓒ 当社の子会社の業務執行者でない取締役または会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る）

Ⓓ 就任前１年間のいずれかの時期において上記Ⓑ、Ⓒまたは当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む）に該当していた者

（注1）「業務執行者」とは、会社法施行規則第２条第３項第６号に規定する者をいう。

（注2）「近親者」とは二親等以内の親族をいう。

第3号議案　監査役2名選任の件

平成28年3月31日付で監査役の大喜多治年氏が辞任されました。また、本株主総会終結の時をもって、監査役の赤松良夫氏の任期が満了いたします。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

番号	氏　名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）
1	 赤松良夫（あかまつよしお） （昭和24年5月2日生） 取締役会出席回数 16／16回（100%） 監査役会出席回数 15／15回（100%） 所有する当社の株式数 41,540株	昭和49年 4 月　当社入社 平成14年 6 月　当社執行役員 平成17年 4 月　当社常務執行役員 平成22年 4 月　当社専務執行役員 平成22年 6 月　当社取締役　専務執行役員 平成24年 4 月　当社顧問 平成24年 6 月　当社監査役（現任） **監査役候補者とした理由** 入社以来、主にプラント関連事業に従事し、ＣＡＯ・ＣＣＯを経て、平成24年6月に当社の監査役に就任して以来、監査役の職務を適切に遂行しています。当社の監査役としての豊富な経験に基づき、引続き中立的かつ客観的な視点から当社の経営を監視・監査できるものと判断し、監査役候補者としました。
2 新任	 山口潔（やまぐちきよし） （昭和32年9月10日生） 所有する当社の株式数 10,400株	昭和55年 4 月　当社入社 平成18年 4 月　当社繊維経営企画部長 平成22年 4 月　伊藤忠インターナショナル会社 繊維部門長 （兼）ＩＴＯＣＨＵ ＰＲＯＭＩＮＥＮＴ ＵＳＡ ＬＬＣ （ＣＨＡＩＲＭＡＮ ＆ ＣＥＯ） 平成23年 4 月　当社執行役員 伊藤忠インターナショナル会社エグゼクティブ バイス プレジデント （兼）伊藤忠インターナショナル会社 繊維部門長 （兼）ＩＴＯＣＨＵ ＰＲＯＭＩＮＥＮＴ ＵＳＡ ＬＬＣ （ＣＨＡＩＲＭＡＮ ＆ ＣＥＯ） 平成24年 4 月　当社秘書部長 平成25年 4 月　当社顧問 平成25年 6 月　伊藤忠フィナンシャルマネジメント㈱代表取締役社長 （現任、平成28年6月退任予定） **監査役候補者とした理由** 入社以来、主に繊維関連事業に従事し、秘書部長等を歴任した豊富な経験を有するとともに、平成25年6月からは当社の財務・経理関連業務を受託する子会社の社長として本社牽制機能の一端を担った実績と経験を踏まえ、監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに監査役候補者としました。

（注）いずれの候補者も当社との間には特別の利害関係はありません。

第４号議案　取締役等に対する業績連動型株式報酬導入の件

当社の取締役（社外取締役を除く。以下本議案において同じ。）の報酬は、「月例報酬」及び「業績連動型の賞与」で構成されていますが、今般、新たに、中長期業績連動・自社株報酬のあり方に関する㈱東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨・精神を尊重し、当社の取締役及び執行役員（国内非居住者を除く。以下「取締役等」）を対象に、業績等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」）の導入をお願いするものであります。本制度の概要は以下の２点となります。

１．本制度の導入により、当社株主に帰属する当期純利益（連結）が3,000億円を超える部分についてのみ、従来の「業績連動型の賞与」の算定式によって算定される金額の半額を、金銭による賞与から株式報酬に置き換えて支給すること。

２．今後の更なる業績拡大に向けた適切なインセンティブを設定する必要があることから、毎事業年度における業績等に応じて、取締役等に対して株式報酬を支給するための上限枠を設定すること。

本制度の導入は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

また、本制度の対象となる取締役の員数は、第２号議案「取締役14名選任の件」が原案通り承認可決されますと、11名（社外取締役を除く。）となります。また、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案は、それらの執行役員が本信託（下記２．に定義される。）の対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等の報酬等として、その額及び内容のご承認をお願いするものであります。

本制度における報酬等の額・内容等

１．本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金員を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当該信託を通じて取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」）の交付及び給付（以下「交付等」）を行う株式報酬制度です（詳細は下記２．以降のとおり。）。なお、本議案は、平成23年６月24日開催の第87回定時株主総会においてご承認いただいた取締役の報酬限度額（年額12億円以内。賞与は年額10億円以内。）とは別枠でのご承認をお願いするものです。

（1）本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役及び執行役員（社外取締役及び国内非居住者を除く。）
（2）本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限（下記2．のとおり。）	・2事業年度を対象として、合計15億円
取締役等が取得する当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含む。）の上限及び当社株式の取得方法（下記3．のとおり。）	・2事業年度を対象として、信託期間中に取締役等に付するポイントの総数（株式数）の上限は、130万ポイント（年平均で65万ポイント）であり、発行済株式数（平成28年３月31日時点であり、自己株控除後）に対する割合は約0.08%（年平均で約0.04%） ・当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない
（3）業績達成条件の内容（下記3．のとおり。）	・毎事業年度の当社株主に帰属する当期純利益（連結）の水準に応じて業績連動型株式報酬の原資が変動
（4）取締役等に対する当社株式等の交付等の時期（下記4．のとおり。）	・退任後

2．当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する２事業年度（当初は平成29年３月末日で終了する事業年度から平成30年３月末日で終了する事業年度までの２事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各２事業年度とする。以下「対象期間」）を対象とします。当社は、対象期間ごとに合計15億円を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間２年間の信託（以下「本信託」）を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。

当社は、信託期間中、取締役等に対するポイント（下記３．に定める。）の付与を行い、退任後（取締役等が死亡した場合は死亡後）に付与されたポイントの累積値（以下「累積ポイント数」）に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を２年間延長し、信託期間の延長以降の２事業年度を新たな対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計15億円の範囲内で、追加拠出を行い、引続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。但し、係る追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、15億円の範囲内とします。

3．取締役等が取得する当社株式等の算定方法及び上限

取締役等には、信託期間中の毎年６月に、前年７月１日から同年６月末日（以下「支給対象期間」）まで取締役等として在任した者（但し、同年３月末日より前に取締役等を退任した者を除く。）を対象として、支給対象期間の職務執行の対価として、同年３月31日で終了した事業年度における業績及び当該支給対象期間における在任月数に応じてポイントが付与されます。具体的には、以下のとおりです。なお、１ポイントは当社株式１株とし、１ポイント未満の端数は切捨てます。但し、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、１ポイントあたりの当社株式数（換価処分の対象となる株式数を含む。）を調整します。

取締役に対して毎年６月に付与されるポイント

＝個別株式報酬額（注１）÷本信託内の当社株式の取得平均株価（注２）×｛（支給対象期間の開始月である７月から翌年６月までの間の在任月数（１月未満切上げ））÷12｝（小数点以下の端数は切捨て）

（注１）　個別株式報酬額は、支給対象期間中の３月31日で終了した事業年度における当社株主に帰属する当期純利益（連結）に基づき、下記のとおり算定された総株式報酬額に基づき、算定されます。

■総株式報酬額

＝（支給対象期間中の３月31日で終了した事業年度における当社株主に帰属する当期純利益（連結）－3,000億円）×50%×0.35%×対象となる取締役の役位ポイントの総和÷55（１円未満切上げ）

■個別株式報酬額

＝総株式報酬額×各取締役の役位ポイント÷取締役の役位ポイントの総和（千円未満切捨て）

（役位ポイント）

	役位	役位ポイント
取締役	取締役会長・社長	10
	取締役副社長執行役員	5
	取締役専務執行役員	4
	取締役常務執行役員	3

（注２）　信託期間の延長が行われた場合には、信託期間の延長に伴い本信託により取得された当社株式の取得平均株価とする（但し、信託期間の延長に伴い本信託により取得された当社株式がない場合には、延長された信託期間の初日における(株)東京証券取引所における当社株式の終値とする。）。

なお、執行役員（取締役兼務者を除く。）に対して毎年６月に付与されるポイントは、取締役に準じた方法により算出するものとします。
取締役等の退任後に、累積ポイント数に相当する当社株式等の交付等が行われます。
本信託の信託期間中に取締役等に付与するポイントの総数は、対象期間である２事業年度ごとに130万ポイント（年平均65万ポイント）を上限とします。この付与ポイント総数の上限は、上記２．の信託金上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

４．取締役等に対する当社株式等の交付等の時期
受益者要件を満たす取締役等は、退任後（死亡時を除く。）に、上記３．に基づき算出される累積ポイント数の50%に相当する当社株式（単元未満株式については切捨て）の交付を受け、残りの当該ポイント数に相当する株数の当社株式については、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。
また、信託期間中に受益者要件を満たす取締役等が死亡した場合は、死亡後に算定される累積ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役等の相続人が本信託から給付を受けるものとします。信託期間中に受益者要件を満たす取締役等が海外赴任することとなった場合は、その時点での累積ポイント数に応じた数の当社株式について、海外赴任までの日数を考慮し、①当該取締役等が海外赴任する前に株式の交付が可能な場合には、50%に相当する当社株式（単元未満株式については切捨て）の交付を受け、残りの当該ポイント数に相当する株数の当社株式については、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとし、②当該取締役等が海外赴任する前に株式の交付が困難な場合には、すべて本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

５．本信託内の当社株式に関する議決権
本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

６．本信託内の当社株式の配当の取扱
本信託内の当社株式について支払われた配当は、本信託が受領した後、本信託の信託報酬・信託費用に充てられる他、配当基準日における取締役等の累積ポイント数に応じて、１ポイントあたり１株の配当額に相当する金額を留保し、上記４．により交付等が行われる当社株式等とともに取締役等に給付されます。

７．その他の本制度の内容
本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以　上

MEMO

議決権の行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。株主総会参考書類（36ページ～49ページ）をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申しあげます。

議決権の行使には以下3つの方法がございます。

株主総会ご出席



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

<株主総会開催日時>

平成**28**年**6**月**24**日
午前**10**時

郵　送



各議案の賛否を表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

<行使期限>

平成**28**年**6**月**23**日
午後**5**時到着分まで

インターネット等



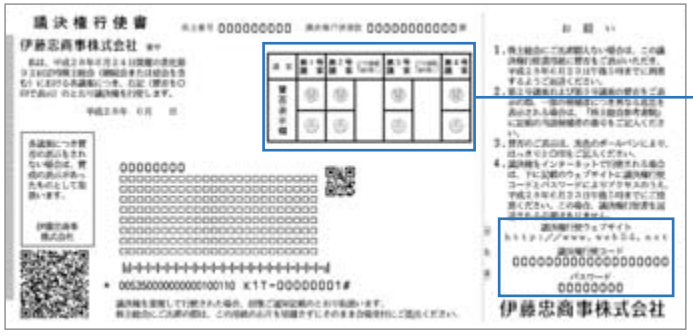
株主総会にご出席いただけない場合、インターネット等により議決権を行使していただけます。
詳しくは、次ページをご覧ください。

<行使期限>

平成**28**年**6**月**23**日
午後**5**時入力分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

（議決権行使書用紙イメージ）



こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号・第4号議案

- ●賛成の場合 ▶「賛」の欄に○印
- ●否認する場合 ▶「否」の欄に○印

第2号・第3号議案

- ●全員賛成の場合 ▶「賛」の欄に○印
- ●全員否認する場合 ▶「否」の欄に○印
- ●一部の候補者を否認する場合 ▶「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

【議決権の行使のお取扱いについて】

議決権行使書用紙において、各議案につき賛否のご表示のない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取扱うこととさせていただきます。

インターネット等による議決権行使について

◎インターネットによる議決権行使に際しては、下記事項をご了承のうえ、ご行使くださいますようお願い申しあげます。

1 ご利用方法

(1)当社の指定する下記の議決権行使専用ウェブサイトにアクセスしてください。
　［ウェブサイトアドレス］ **http://www.web54.net**
(2)議決権行使書用紙の右片に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。
(3)上記パスワードを株主様のご任意のパスワードにご変更のうえ、画面の案内に沿ってご行使ください。
　（本株主総会招集ご通知を電子メールで受け取られた株主様には、同用紙のパスワード欄を「＊＊＊＊＊＊＊＊」で表示しております。メールアドレスご登録時にご自身で設定されたパスワードをご入力ください。）

2 複数回にわたり行使された場合の議決権のお取扱い

(1)インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
(2)インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
　なお、同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

3 パスワードのお取扱い

(1)パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。暗証番号と同様に大切に保管願います。お電話等によるパスワードのご照会にはお答えいたしかねます。
(2)パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望される場合は、画面の案内に沿ってお手続きください。

4 システムに係る条件

(1)インターネットをご利用いただくためのプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金）等が必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
(2)携帯電話を操作端末として用いたインターネットでは、本サイトはご利用いただけませんのでご了承ください。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1)本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
　三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
　［電話］0120－652－031（フリーダイヤル）
　（受付時間　午前９時～午後９時）

(2)その他のご照会等は、下記にお問い合わせください。
　三井住友信託銀行　証券代行事務センター
　［電話］0120－782－031（フリーダイヤル）
　（受付時間　平日　午前９時～午後５時）

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権を行使いただくことができます。

以　上

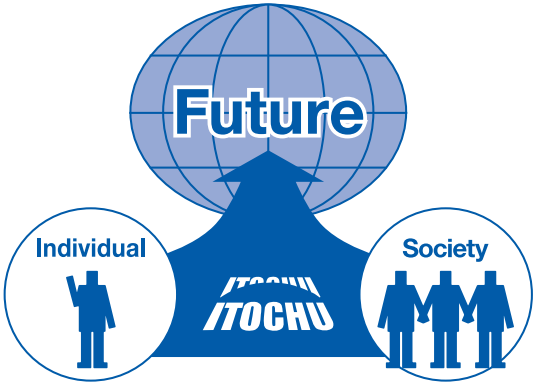
MEMO

伊藤忠グループ企業理念

ITOCHU Mission

Committed to the Global Good

豊　か　さ　を　担　う　責　任



伊藤忠グループは、

個人と社会を大切にし、

未来に向かって豊かさを担う

責任を果たしていきます。

株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月下旬
期末配当金支払株主確定日	3月31日
中間配当金支払株主確定日	9月30日
単元株式数	100株
公告方法	電子公告の方法により行います。但し、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 ＊公告掲載の当社ホームページアドレス http://www.itochu.co.jp/ja/ir/shareholder/announcement/
株主名簿管理人 特別口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同連絡先 （郵便物送付先）	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
（電話照会先）	フリーダイヤル　0120-782-031 （平日　午前9時～午後5時）

上場金融商品取引所	東京
証券コード	8001

株式事務に関するご案内

住所変更、名義変更、単元未満株式の買取・買増請求、配当金受取り方法の指定、相続に伴うお手続き等

＜お問い合わせ先＞

証券会社の口座に記録された株式

口座を開設されている証券会社等へ

特別口座に記録された株式

三井住友信託銀行証券代行部へ

フリーダイヤル　**0120-782-031**

（受付時間：平日　午前9時～午後5時）

株主総会
会場ご案内図

会場

大阪市中央区城見1丁目4番1号
ホテルニューオータニ大阪
2階宴会場「鳳凰」

TEL:06-6941-1111（代表）

交通のご案内

●JR大阪環状線
「大阪城公園駅」下車 徒歩約5分

●地下鉄長堀鶴見緑地線
「大阪ビジネスパーク駅」下車 徒歩約3分

●JR東西線・JR大阪環状線
「京橋駅」下車 徒歩約12分

●京阪本線
「京橋駅」下車 徒歩約15分

- 大阪城公園駅から
- 大阪ビジネスパーク駅から
- 京橋駅から

当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。



伊藤忠商事株式会社

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK